

十七世紀の福建寧化県における 黃通の抗租反乱(一)

森 正 夫

目 次

はじめに

- I 十七世紀の福建寧化県における諸反乱の展開過程
 - 1. 崇禎十二(1639)年まで
 - 2. 崇禎十三(1640)年から康熙三十二(1693)年まで
 - (以上本号)
 - II 黃氏集団の存在形態とその性格
 - III 黃通の抗租反乱の開始と長閔成立の諸条件
 - IV 黃氏集団の変貌と長閔の継承
 - V 十七世紀の福建・江西・広東省境地区江西側における諸反乱と抗租の展開
 - VI 十七世紀の福建・江西・広東省境地区広東側における諸反乱と抗租の展開
- むすびにかえて

はじめに

かつて筆者は拙稿「明清時代の土地制度」¹⁾の執筆に際して次のように述べた。「十四世紀の後半から世界資本主義によって中国が半植民地・半封建社会への転化を開始する以前、十九世紀の初頭にいたる与えられた時期の華中・華南を主対象とし、労働主体たる直接生産者農民にとって、地主＝佃戸関係とはいかななる土地所有関係・生産関係であったかという課題を、十四世紀から十六世紀にいたる地主＝佃戸関係の特徴の概観を前提としつつ、とくに十七世紀から急速に発展した佃戸としての直接生産者農民による抗租闘争を通じて追究し、全期間を通じて形成されてきた地主＝佃戸関係の到達段階の予備的な検討を行ないたい」と。講座の企画の中で、主題と時期を「与えられた」ということ自体の中に、自分として見逃せない問題があるのであるが、そのことは、今は置く。そもそも上述の課題の設定の中に、当時の中国社会の土地所有関係・生産関係の中から、「地主＝佃戸関係のみを無限定に抽出する」という欠陥があったことについては、その後の論稿でも言及し、²⁾ そうした一面性の克服を試みてきたが、実は問題点はこの他にも少くなかつた。

上記の拙稿の一「十七世紀の抗租闘争と地主＝佃戸関係」の中で、筆者は、租＝地代の縮減と增加反対をもっとも中心的要要求とする抗租闘争が、その南部と西北部をはじめとする全域にわたって持続的に行なわれた十七世紀の福建の状況を概観した。^{*}

* この際、筆者が1962年に比較的詳細に紹介・批評した傅衣凌『明清農村社会経済』〔1961年北京三聯書店刊〕〔「批評・紹介傅衣凌著『明清農村社会経済』」「東洋史研究」21巻2号〕所収の二論文、「明清之際『奴変』和佃農解放運動」「明清時代福建佃農風潮考証」の中に採取・編輯された諸資料に依拠し、かつ傅衣凌がこれらの中で提出している見解をも参考し、あるいはそれから示唆を受けた。本稿でも行論でふれていくように傅衣凌のこの著から学んだところは少くない。

その折、筆者は、西北部〔厳密には西部と訂正すべきであろう〕寧化県の黃通の反乱について、およそ以下のように述べている。“順治三(1646)年、すでにこの年に先立って佃戸の要求を結集し、長閥という軍事組織を結成していた汀州府寧化県留猪坑の郷民黃通は、武装蜂起して県城に入り、郷紳を殺害し殷戸を掠奪した。当時この地方も「城中の大戸と諸郷の佃丁とが相嫉すること仇の如し」という鋭い階級対立のもとにあった。その根源は、「田主は佃客を待するに亦た尊据にして（尊大であって）恩少なし」（李世熊『寇變記』抄本）といわれるごとく、田主側のあらゆる面における圧迫にあったが、なかでも同県における収租の際の量器の操作によって強められた高率の地代搾取はその中核をなしていた。黃通は「較桶之説」（量器比較論）を提唱し、田主への納租は、田主が販売の時に用いるのと同量の16升=1桶の換算で行ない、^{いとう}^{とうせい}^{とう}移耕・冬耕・豆稼穡・送租などの諸種の事実上の附加的な地代を支払う慣行をすべて廃止することを提唱した。彼は県下諸郷の「郷民」である佃・佃客・佃丁の大きな歓迎を受け、里を連ねて彼らを組織し、その力量を背景に県城を攻撃したのであった”。

さらに筆者は、以下のような諸現象から、この黃通の反乱に典型的に見られる福建の抗租闘争が、封建的土地所有の本質的性格を構成する要素であると筆者が理解していた「土地所有の名目化」が、いっそう進行していくことと深く関連しているとした。すなわち、“これらの抗租闘争が、生産物地代の削減・増加反対を中心的要としてかかげ、その要求を量器の是正というような定式化された明確なものにしていること。量器是正要求の背後に想定される生産物地代の定額化=額租制の成立。田主と佃戸との階級対立の鮮明な表現。さらに、保・里・郷などを単位とする地縁的集団を基盤とする斗柵之会、斗閥などの独自の組織の佃戸自身による結成。田兵と称する軍事組織や黃通の起義以来の長閥という広範囲にわたる統一的な軍事組織、ないしは一種の権力機構の編成等に見られる階級的力量の高さと闘争の持続性。”等々の諸現象である。これらは、“佃戸の生産=經營における自立性が増大し、地主の土地所有をいっそう名目的なものにしつつあることを反映し、あるいは名目化の進行と密接に関連するものである”と筆者は総括した。

こうした黃通の反乱をはじめとする福建の抗租闘争への筆者の評価は、今も述べたように、封建的土地所有関係・生産関係は、封建地代の搾取とその前提としての土地所有の名目化を本質的性格としてもっているという筆者の理解を基礎として行なったものであった。

* 栗原百寿『農業問題入門』第2章「先資本主義的農業の諸問題」・第2節「封建的農業の成立」・第3節「封建的農業の発展」、マルクス『資本論』第3部・第47章「資本制的地代の発生史」(長谷部文雄訳・1960年青木書房刊)、旗田巍「中国土地改革の歴史的性格」『東洋文化』4号などにもとづくものであるが、筆者の自己流の読みとりかたによって著者たちの真意を誤解している点があるかもしれない。

しかし、筆者の17世紀福建の抗租闘争に対する上記の評価の仕方には、傅衣凌の採取・編集によって提出された諸資料を体系化するに際して、一つにはそれにもとづく傅衣凌自身の見解の影響を暗黙のうちに受けていた点があると同時に、いま一つには筆者の封建的土地所有関係・生産関係一般についての初步的な理解をこれらの諸資料と直接的に、 性急に結びつけようとする志向が反映していたように思えてならない。もしそうだとすれば、先の拙稿には、“地主＝佃戸関係のみを無限定に抽出した”という欠陥ばかりでなく、“地主＝佃戸関係とその歴史をともにしてきた抗租闘争についても、それを土地所有の名目化の一層の進展、生産物地代段階の確立と深化を示す素材としての面に重きを置いてとりあげた”という問題点があったことになる。

もちろん、近代以前の中国における14-19世紀は、たとえ筆者にとって「与えられた」ものではあっても、事実上、世界資本主義の規定性が作用する時代の直接的前提をなす時期である以上、その時期の中国の少くとも重要な生産関係であるところの地主＝佃戸関係に普遍的な歴史的規定性を与えることに意味がないわけではない。ただ、そうした歴史的規定性付与の試みも、中国の前近代から近代へ、さらに現代にかけての長期にわたる直接生産者の解放の諸条件・過程を明かにしていく仕事の一環であるとするならば、性急に下部構造に関する理論的な一般規定乃至それらしきもののみを求めるに結果してはならないであろう。換言すれば、生産関係・土地所有関係のもつ歴史的規定性を、中国社会に即したより内在的な生産力についての研究をふまえて明らかにしていくという努力は、たしかに必要であるし、持続的になされねばならない。しかし、その努力は、本来、即ち的にせよ何らかの規定性を刻印された歴史的条件の下で立ち上らざるをえなかった直接生産者の闘争——この場合には抗租——のもつ他のさまざまな側面、あえていうならば経済以外の諸側面の検討を妨げるものであってはならないし、その検討と切りはなされたり、矛盾するものであってはならないであろう。

こうした問題関心の上に立って、本稿では、筆者が、従来、上述したような仕方で封建的土地所有の一般的な規定とそれとの関連性を主として求めてきたところの、十七世紀の福建西部、汀州府寧化県の黃通の抗租をできるだけ全側面にわたって再検討し、この時期の相互に関係ある福建・江西・広東省境地区の、抗租をはじめとする他の諸反乱についても、あわせて言及したい。その際、かつての拙稿でもいちおうはとりあげて、階級対立、地縁的集団、独自の組織、軍事組織、統一的な一種の権力機構などと表現してきた諸事情は、当然のことながら再検討されることになる。ちなみに抗租反乱という称呼を本稿で用いるのは、この序で論じてきたことと無縁ではない。

本稿の叙述は、目次の諸項目に沿って進められるが、筆者のとくに検討したい問題点は以下の通りである。

1. 十七世紀の寧化県の抗租で当初以来指導的役割を演じた黃氏集団における同族結合的側面、ないし同族関係が黃氏集団に及ぼした影響。

2. 黃氏集団及び黃氏と相互に関連しあう集団のもつ一種の「土豪」的側面。
3. 長閥成立をめぐる諸問題。すなわち、長閥の成立に示された寧化県の抗租のもつ階級的性格と、1.・2.の諸側面との関連。この抗租の階級的性格と寧化県の郷村における地域的結合、及び同県の城郷〔城市・郷村間の〕対抗との関連。
4. 十七世紀、明末清初の政治過程において、抗租をはじめとする省境地区の諸反乱の占める位置。諸王朝＝国家権力とこれらの諸反乱との関連。
5. 十七世紀の福建・江西・広東省境地区における生産関係の特質。
6. 十七世紀の福建・江西・広東省境地区における明末清初の中国社会の歴史的性格と近代にもたらした課題。

最後に、これらの問題点とかかわる従来の一、二の研究について簡単にふれておきたい。

傅衣凌の前掲二論文における言及は、この省境地区の抗租についてもすこぶる多岐にわたっているが、とくに、「明清之際“奴変”和佃農解放運動」において示した長閥に対するその見解は注目される。傅衣凌はおよそ次のように述べる。“農民はその小生産者としての性格故に、自分の力では、歴史を従来より進歩させる政治権力を樹立することができない。だが、農民が地主階級との闘争を進める中で、その闘争を堅持するために農民の利益を代表する政治権力を樹立しがちであるという点もまた承認されなければならない。レーニンが「ロシア革命の鏡としての列フ・トルストイ」の中で、「農奴制的圧迫の数世紀と改革後の急速な零落の数十年」が農民の中に積蓄した決意について述べ、すなわち「国教会と地主と地主的政府とをすっかり一掃し、土地所有の古い形態と秩序とをすべて廃絶し、土地を清掃し、警察的階級国家のかわりに自由で平等な権利をもつ小農民の共同生活をつくりだそうとする志向、この志向こそわが革命における農民の歴史的な歩みの一歩一歩を赤い糸となって貫いている」と述べているとおりである。このような事情から福建、江西、広東各地の農民革命の中で、農民は「長閥」と呼ばれた組織あるいは機構〔原文は「組織機構」と表現している〕を樹立して、革命を指導したのである。それではこのような長閥とは、結局、どのような性質をもつた組織なのか。まだ熟していない見方ではあるが、これは農民の政治権力の基礎組織であり、長期にわたる中国の農民の民主主義の結晶したものである。明末清初の寧化の黃通の起義軍は、満漢地主階級の残酷な弾圧に遭い、闘争の過程の中でそれ自身も少からざる弱点を暴露したが、その起義の根拠地留猪坑は、終始起義した農民の手中にあり、これらの地帯では一貫して農民の革命の成果が保持された。こうして農民が数十年にわたって闘争を堅持できたのは、農民の基礎組織としての長閥が、大衆を動員し組織するのに適していたからである。この長閥は実に農民が政治権力を組織する形式であり、同時にまた、農民軍たる田兵が命令を発し、動員を行なう中枢であった。「数十郷を連絡して長閥とした」といわれるよう、分散した農村を一つの単位に組織し、地主の攻撃に抵抗しながら根拠地を建設することは、いうまでもなく非常にすぐれた戦闘の形式であった。従って、当時の福建・江西各地における長閥と

いう組織の存在は非常に普遍的で、それらは、ほとんど封建的支配機構にとって代っており、それ故、封建地主たち〔原文には「封建主」とある〕の敵視を招いた。長閥の組織は福建・江西両省だけにあったのではなく、早く明代の末年に廣東の博羅県にも長興という組織があり、地主と対抗した。農民は長閥あるいは長興の指導の下で、土地を分配しなおし、田主の手先を弾圧し、地主の武装を殲滅した。しかし、当時の農民は結局は組織性を欠く大衆であり、彼らの自由平等思想は一定の空想性を帯びていたので、こうした政治権力も不安定な臨時的な性質のものにとどまり、強大な封建地主の武装包囲をもちこたえおおせなかった。たとえそれを維持しつづけたとしても、まもなく、王朝交代の道具に変質したであろう³⁾。傅衣凌は、一般論として、“明清交代期の農民戦争は、中国封建経済の発展とともに、封建後期の歴史的特徴と照応するものである。すなわち、多かれ少なかれ、当時における資本主義萌芽の要素の成長とかかわっている。”という見解に立っている。従って、自からそれについての諸資料を発掘した、黃通の抗租と長閥に対する彼の評価は、総括的には、極めて高いものであるといえよう。

* なお、『清初農民起義資料輯錄』〔1957年上海人民出版社刊〕の編者である謝國楨は、その「七 瀟閩粵農民起義軍、(一)江西南嶺農民軍、(十)瀟閩辺区張自盛、洪國玉等所領導的農民軍」の末尾に、黃通の反乱について、とくに附記している。謝國楨は、『康熙寧化県志』卷七「寇變志」(後述)の関係記事中、丙戌(1646年)の項を引用したあと次のように述べて、反清の農民軍の起義でない故に、この反乱についての資料は当該の資料集の正式の編輯の対象にしないとしている。「しかし、清兵が杉閥に進入し、道を寧化に取ると、通はただちに清朝に投降し、守備の職を受けられ、半寮の農民寧文竜のために殺された。通の弟允会は清に降り、團練を組織し、張自盛らの指導する四營軍(本稿Iの2参照)を攻撃した。清朝政府は、允会が『ほしいままに悪事を行なつてはばかるところがない』という理由で彼を殺した。〔黃通らの田兵は〕起義して清に抵抗する農民の軍隊ではないので、この書物では他の資料と同列にとりあつかうことはしない」。謝國楨のこの見解は、黃通、黃允会、寧文竜らの評価、田兵の組織する長閥の評価にもかかわる重要なものであるが、傅衣凌の見解ともあわせてII以下で検討を加えたい。

また、この時期の福建・江西・廣東省境地区の抗租についての日本の研究としては、江西贛州府寧都県の場合を、その清初の地主制の個別研究の一環としてとりあげた北村敬直の『清代社会経済史研究』〔『大阪市立大学経済学会研究叢書2』所収・1972年刊〕第4章「魏氏三兄弟とその時代」(1957・8年に『経済学年報』7・8集に発表された「寧都の魏氏—清初地主の一例」を改稿したもの)がある。北村は、「土寇」的側面と「佃戸」的側面から構成され、寧都県における清初(17世紀末迄の)抗租の主体となった「田賊」の存在形態の少なからぬ側面を浮彫りにしている。北村は、「かなり組織化された反地主運動を行った」「田賊」の動きについて、二つの解釈の可能性を併列的に示している。一つは「こういう現象はどの時代にでもあるもので、たまたま動乱期において田賊の活動が比較的強く我々に印象づけられたにすぎない」という解釈であり、他の一つは「田賊のこういう動乱期における活動は佃戸の発言権を一段と高めたと考えるいわば発展史的解釈」である。北村は、この後者の解釈からすれば、「長い眼で数世紀の経過をみると、明清交替を境にして、佃戸の立場は一段と強くなり、ひいては地主と佃戸との関係を一段と深刻ならし

めた、田賊の活動はそういう意味で歴史的にみて重要な一つの契機であった、ということになろう」としているが、結論をあえて下していない。この慎重な態度は、北村のこの時期の地主制についての次のような評価とも関連する。すなわち「地主であり、郷紳であった」魏氏一族が、「動乱をのりきって生き残ったということは、それだけ地主制の強固さを示すものであった」、「換言すれば、明朝から清朝への王朝の交替は、こと地主制の側面に関するかぎりほとんど変化をあたえるものではなかったし、見方をかえていえば、清朝は明朝時代の地主制を、ひとしく自からの社会的基盤として継承したと言うことができよう」という見解である。

冒頭にふれた1971年の拙稿における黃通の抗租に対する見解は、間接的に傅衣凌・北村敬直の研究に対する、その時点での筆者の考えをも示してはいるが、本稿の作業を通じてはじめてこの両者への回答の可能性が与えられるであろう。

黃通の抗租反乱について、筆者は、上述した1962年の傅衣凌前掲書の紹介・批評の際、「佃農層を抑圧する地主支配を基礎づける同族結合が、それに対抗する佃農自身の革命組織をも基礎づけ、さらに革命主体内部の弱さと強さを生み出した、という見通しすら立てられたのではないか」と、未熟な見解を述べた。以来、関心をもちつづけてきたこの抗租反乱について、ここ三・四年來、改めて直接原資料を自から見なおし、検討を行なおうとしてきたのであるが、予想以上に対象が大きく、かつ複雑多岐にわたっており、以下の行論も、なお研究進展途上のものを、草卒のうちにまとめてみたものにすぎない。

註

- 1) 『岩波講座世界歴史 12・中世 6・東アジア世界の展開Ⅱ』。以下「はじめに」の部分の拙稿とは本論文を指す。
- 2) 森「明末清初の奴僕の地位に関する覚書——小山正明の所論の一検討——」『海南史学』9号。同「元代浙西地方の官田の貧難佃戸に関する一検討」『名古屋大学文学部研究論集』LVI。
- 3) “ ” 内は傅衣凌の表現をふまえているが、あくまで筆者の責任になる要約である。なお、この要約中にある、レーニンの見解は、彼の「ロシア革命の鏡としてのレフ・トルストイ」『レーニン全集』第15巻の一部であるが、傅衣凌の原文中に引く中国語訳にはよらず、大月書店1962年刊行本の、マルクスレーニン主義研究所レーニン全集刊行委員会の訳によった。

I 十七世紀の福建寧化県における諸反乱の展開過程

1. 崇禎十二(1639)年まで

「汀州府下の八つの県では、どこでも高い山が峰を連ねていて、その間の平原といえば十分の一にも達しない。山間僻地の村人たちは、もっぱら農耕を仕事としている」¹⁾。十七世紀の福建省汀州府はこのように描かれている。汀州府はまた、福建の西部に位置し、江西・廣東と境を接するいわゆる省境地区でもあった。士大夫たちのものしたこの府についての叙述の中に、「游寇の淵藪たり」とか「地、奸を藏し易し」など、当地を彼らの眼からみた反社会的な分子の拠点とみなす章句がしばしば見られるのは、上の自然的社会的条件と関連がある。²⁾

汀州府の北端の寧化県において、十七世紀に「賊」、「寇」などと呼ばれるさまざまな集団の反乱が起きたのは、1627(天啓七)年、ことばの真実の意味で明の末期に入ってからのことであった。「神宗(万曆帝)の四十八年、承平を安んじて享け、兵革有るを知らざるなり」と、それに先立つ一時期について、『康熙寧化県志』卷七「寇変志」は記す。この「寇変志」によれば、隆慶五(1571)年以来、万曆元(1573)年から同四十七(1619)年を経て、天啓六(1626)年に至るまでの半世紀余、56年間、「寇の変」はなかった。

この「空白」は、巨視的には、趙健生・高昭一が、明朝支配277年間に社会矛盾の累積によってもたらされた三回の全国的規模、ないし全国的規模に近い農民戦争のもたらした危機を設定し、そのうち、第二の危機(1511-12、正徳6-7)と第三の危機(1628-1644、崇禎元-17)の間の130年間の「空白」(森)とするものに対応している。趙健生・高昭一は、この「空白」にあたる嘉靖・万曆期にも「羣盜蠻毛の如し」という記述が旧来の史書に伝えられていることを指摘しながらも、この「空白」は、当該の時期に、龐尚鵬、海瑞、劉光濟、張居正らが「一条鞭法」に集約される一連の「上からの改革」を行い、社会矛盾を緩和した結果、もたらされたものだとしている。(趙・高の「一条鞭法」の評価の当否は今置くとして、このいわゆる賦役制度の改革の本質的性格の究明にあたって、政治・社会史的な立場からの検討を行なう必要性は、今日においても避けがたいと思われる。)なお、趙健生・高昭一は、第一の危機として、鄧茂七、葉宗留らの反乱が起った1447-48(正統12-13)年の時期〔時期の設定は、趙・高による〕をあげる。寧化県では、前掲の「寇変志」によれば、後述するように、この鄧茂七の反乱が第一の「寇」の活動期であり、以後60年間の空白期をおいて、第二の時期、16世紀の10年代から60年代にかけての正徳・嘉靖年間を迎える。

天啓七(1627)年、同じ汀州府下の武平県米坑・箬葉・岩前・象洞の「賊首」蘇阿婆・竹嵩溜・花腰蜂らが衆千人を集め、廣東潮州府平遠県の謝志良が党を糾してこれに応じた。寧化県当局は警戒体制に入った。翌崇禎元(1628)年にはこれらの集団が汀州府武平・上杭両県下の各地を攻撃し、汀州府城とその府下の各県を動搖させた。(前掲「寇変志」)以来、寧化県では、中国社会を支配してきた専制的中央集権的国家権力としての王朝が明から清へと移行した17世紀の後半の康熙年間に入っても、明末清初の政治的・社会的激動が持続する。康熙十二(1673)年から同二十(1681)年までの三藩の乱とその清朝による鎮圧の時期を経て、この一連の激動が終焼しても、なおこの県では武装闘争の形態をとった抗租が康熙三十二(1693)年にも行なわれている。⁴⁾

この間、前掲「寇変志」の叙述は康熙十三(1674)年で切れているが、それまでのほぼ50年間、県内はもとより汀州府下の他県から、さらには府外や、省外からのものをも含むさまざまの集団によって、明・清両王朝及び南明唐王政権がその官僚を派遣する最末端の行政機関の所在地であり、かつ在地の郷紳の多くの居住地でもあった県城への攻撃、さらには県城外郷村部の要衝にあたる諸集落への攻撃が続き、これに対する反撃がくりかえされた。その間、これらの集団相互の武装を背景とした衝突も少くなかった。また同じ汀州府の属県をはじめとして、他の府県、他の地域における攻撃・反撃・相互衝突も、県内に少なからぬ影響を及ぼした。

「寇変志」の著者は、後にもふれるように、こうした動向を示す諸集団を、明・清両王朝をはじめ、その目指

す打撃の対象がどのようなものであろうと、相互衝突の性質がどのようなものであろうと、「寇」あるいは「賊」と呼んで、彼の構想する中国の王朝の支配体制、それを支える社会関係の本的なありかたに反するものと規定し、その動向を「寇の変」として当面の明末清初を中心にさかのぼり、唐に至るまでの諸事件を記録しているのである。

なお、少くとも14世紀後半、明朝支配開始以来の場合については、これらの集団の多くは、「寇変志」の著者が直接的にそれと言及しないまでも直接生産者農民をその主たる構成要素としていたと考えられる。たとえば、明王朝に入ってからこの「寇変志」に記録される「寇」の最初のものは正統14(1449)年の鄧茂七のそれであった。

「正統十四年、沙・尤の寇鄧茂七の分党陳景正汀州を囲む。推官王得仁、城を襲らして固守し、賊の不意に乗じて大いに之を破り、景正を執え、京師に械送す。而うして余寇、復た寧化を攻む。得仁、民兵を率いて援に赴き、又賊を蓋洋に敗り、追いて大陂に至る。斬首数百級、降る者二千人、壯者を選びて諸軍に分隸し、陰かに降卒を遣わし、誘いて茂七の親党三十人を執え、将に大挙して賊巣を擣かんとす。疾作り軍に卒す」

「沙県・尤溪県方面の寇」とされる鄧茂七が、彼自身の出身の問題は別として、延平府沙県の直接生産者農民の要求を実現しようとしていたこと、すなわち、その生産=経営をすべて田主の土地の佃作によってのみ維持しているかどうかを問わず、少くとも佃戸としての側面をもつ農民の、租(小作料=地代)の支払いをめぐる明確な要求、すなわち冬性といわれる副租の廃止、田主の倉庫へのこの現物形態をとる租の輸送の廃止をかけた反乱の組織者・指導者であったことは、従来の諸研究が明らかにしている。この場合の「寇」とは、すなわちいうまでもなく、直接生産者農民を主力とする集団を意味している。また、先の汀州府武平県の米坑・箬葉・岩前・象洞などの諸郷の蘇阿婆ら千人の反乱の場合にも、それらの郷では、一人として賊でないものではなく、それ故に明朝の軍によって年令にかかわらずみな殺しにされた、という。本節の冒頭に引用した『臨汀考言』の記事に「山間僻地の村民たち」についてふれ、彼らが「もっぱら農耕を仕事としている」とあることをふまえると、この反乱集団が直接生産者農民を主な構成要素としていたことは推定してよいであろう。もちろん「寇変志」の対象とする集団がすべて直接生産者農民のそれではなく、直接生産者農民を主たる構成要素とすると見られる多くの場合においても、その内部に、非直接生産者的な、非農民的な要素ないし側面をはらむ可能性は少なくなく、のこと自体、本稿でも若干の検討を加えたい。

さて、十七世紀、寧化県における明末清初の激動の情勢は、前掲「寇変志」によれば崇禎四(1631)年、廣東潮州府平遠県の「賊」鍾凌秀とその弟復秀が千人の衆を連子山・銅鼓嶂に集めしたことにより、県が警戒体制に入った時から急速に展開する。

もともと、福建と境を接する廣東の潮州府・惠州府の間には、東西南北数百里にわたる銅鼓嶂・九連山の連峯があり、そこからは数十本の小径が各方面へと通じている。福建の汀州府上杭県・武平県へ、江西の贛州府・南安府・吉安府へ、湖広の郴州府・衡州府へと達することのできる道がそれらの中にある。こうした条件を利して、廣東の南雄州・惠州府はこの連山からの「賊」が出没するところとなり、廣東の潮州府は「賊の巣窟」となっていた。(前掲「寇変志」)「寇変志」が空白にしている弘治八(1495)年、反乱の拡大を恐れた明王朝は、この地方に江西の贛州府を治所とするいわゆる南贛あるいは虔州巡撫を設置した。「江西南・贛二府福、建・廣東・湖広の交に界し、流賊出没するも、事として統一無く、地方寧からず」という兵部の覆奏を皇帝が裁可したものであった。しかし、前掲「寇変志」によれば、もともと四省を兼轄するはずのこの南贛

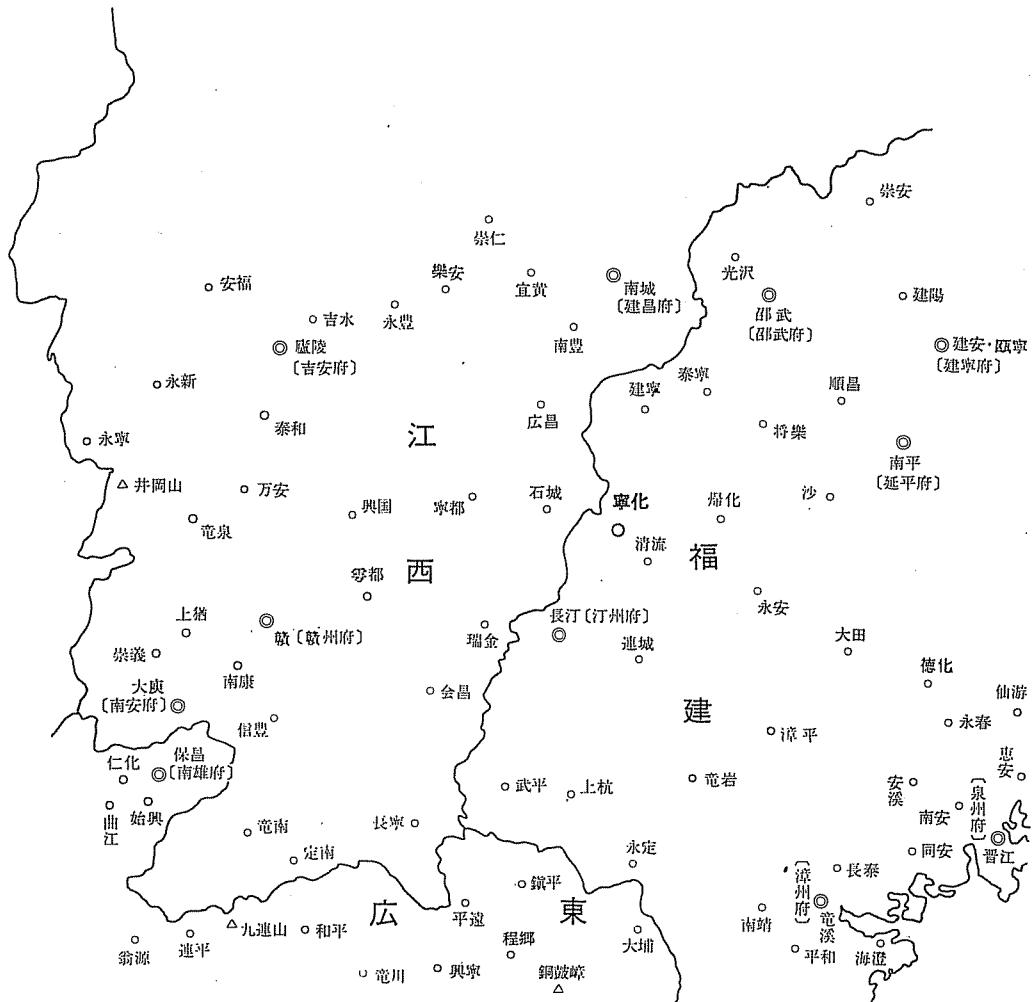
十七世紀の福建江西広東省境地区概念図

府県名は『明史』地理志による。

○は県名

◎は府の城郭を構成している附郭県名

〔 〕内は府名



巡撫は明末には十分な機能を發揮せず、その監督の下にあった上杭兵道〔明の成化六年（1470）以来、上杭縣に駐在しているのは、正しくは分巡漳南道の〕も、「^{かり}偷そめに安んじ寇を養う」のみであった。「官兵は常に其の〔=この地区についての〕要領を得ず」、従って「賊」に大きな打撃を与えることができなかった。

このため、鍾凌秀・復秀らの集団は、寧化県にこそ入らないが、汀州府下の他県で明朝の軍隊を次々と殺傷し、江西贛州府の瑞金県に出、また汀州府下に戻り、その間、明軍に少なからぬ打

撃を与えた。(前掲「寇変志」) 崇禎五(1632)年、明軍によって鍾凌秀は捕えられたが、弟復秀は活動を持續し、江西に出、贛州府の雩都・興国県、吉安府の安福・永豊県、撫州府の樂安・宜黃県を経て、撫州府崇仁県の外城を攻撃した。この年六月、吉安府の永新・永豊〔永寧の誤〕県境の牛洞嶺で明軍の廣東兵のために大半が殺害されるが、鍾復秀は500余人をつれて本拠地の省境山岳地区に戻り、廣東潮州府揭陽県の「賊」張文彬らと連合し、以後数年、惠州府・潮州府下でひきつづき活動する。(前掲「寇変志」) 鍾復秀が汀州府を離れ江西方面に出てから崇禎十二(1639)年に至るまでの数年、寧化県は短い安定期に入る。(前掲「寇変志」) なお、この鍾凌秀らの集団の活動は、後にとりあげる江西・廣東地区の諸反乱に少なからぬ影響を与える。⁹⁾

正統十四(1449)年鄧茂七の乱に参加した陳景正の県城攻撃以来、嘉靖二十二年(1562)の「土賊」李受の場合を除けば、寧化県の在地としてははじめての反乱が、崇禎十三(1640)年、李留名、李簡、黃流名らによって起こされる。この反乱は、黃通の抗租反乱の一つの重要な契機となり、同時に、十七世紀のこの県の政治的・社会的激動の出発点となるものであった。

註

- 1) 王簡庵『臨汀考言』卷六・「諏訪利弊六条議」。傅衣凌『明清農村社会経済』所収「明清時代福建佃農風潮考証」より転引。なお、「八つの県」とは、長汀、寧化、上杭、武平、清流、連城、帰化、永定の諸県である。
- 2) この二つの句は、楊瀾『臨汀集攷』(汀州府知府劉國光の序に光緒四(1878)年の日付がある)卷三、兵寇による。
- 3) 趙憲生・高昭一著『中国農民戦争史論文集』「明正徳間幾次農民起義的経過和特点」。
- 4) 康熙三十二(1693)年の寧化県における抗租については、本稿第Ⅰの2を参照。
- 5) 宮崎市定「中国近世の農民暴動——特に鄧茂七の乱について——」『アジア史研究第三』。田中正俊「民変・抗租奴変」筑摩書房『世界の歴史11・ゆらぐ中華帝国』。田中正俊「鄧茂七の乱の所伝について——『雙槐歲抄』と『監軍曆略』」『清水博士追悼記念明代史論叢』。
- 6) この部分の原文は「山僻鄉愚、嵒以農耕為業」である。
- 7) 酒井忠夫「明代前中期の保甲制について」、前掲『明代史論叢』にもこの点についての言及がある。
- 8) 『明実錄』弘治八年四月辛巳。顧炎武『天下郡国利病書』手稿本・原編第二十三冊・江西・贛州府志の条の原注。
- 9) 『康熙惠州府志』卷五、郡事紀上によれば、この鍾凌秀集団の活動は、崇禎十三(1640)における同府博羅県の抗租と密接な関係をもっている。鍾凌秀集団は、福建・江西・廣東の省境地区の地方志には必ず記録されている強力な集団であり、抗租との関連への言及が直接ない場合においても、抗租と無縁のものであるとは必ずしもいえない。

2. 崇禎十三(1640)年から康熙三十二(1693)年まで

《前提1.》以下の本章2では、崇禎十三(1640)年から康熙三十二(1693)年にいたる寧化県において、直接生産者農民をその主要な構成員とする集団をはじめ、その存在形態を異にするさまざまの集団が、いずれかの仕方で、明・清両王朝及び南明唐王政権の支配体制及びそれを支える社会勢力に対して行なった武装反乱、及び集団相互間の対抗の過程を略述する。この中には一部の集団による住民への無差別的な掠奪行為も含まれる。目的は主として黃通ら黃氏の指導によって進められていった抗租反乱のもつさまざまな側面を、上述の時期の

寧化県の政治過程そのものの中で認識し、次章以下の検討に資することにある。この略述は、前掲李世熊著『康熙寧化県志』卷7「寇変志」の崇禎十三(1640)年から康熙十三(1674)年にいたる記事の全体を試訳し、康熙三十二(1693)年については他の資料によって若干の補足をするという方法によって行なう。理由は、与えられた資料的条件の下で、この方法をとることが、任意の整理をするよりも、対象とする過程をより全面的にとらえることを可能にすると考えたからである。

従って、『康熙寧化県志』及びその著者について若干の言及を行なっておく必要がある。『康熙寧化県志』は王朝の各級行政官がしばしば王朝の要請を契機として複数以上の読書人を集め、いわば上から「公的」に共同作業として編纂した、この時期の他の多くの地方志と異なり、本来、李世熊個人の著作として彼自身の内發的な意志によって完成されていたものである。すなわち、「本邑に耆旧李君元仲なる者有り、百里外の土室に隠居して城市に入らざる者四十年、向きに嘗て私志を纂し有つも未だ世に行なわれず」(同県志に対する知寧化県事祝文郁の序に引く同県諸生の言)というごとくであった。清朝の一統志編修の資料提供の要請を受けた県当局が再三にわたって李世熊に懇請し、康熙二十三(1684)年によく刊行に移されたものである。(同県志に対する長汀県出身の官僚、陝西參政黎士弘の序)。

『臨汀集攷』卷二、人物所収の藍鼎元「寒支先生伝」及び『清史稿』列伝、遺逸二の「李世熊」によれば、李世熊は、寧化県城外東百里の泉上里の人、字を元仲といい、自ら寒支と号し、明の諸生であった。「經史子集より、秦漢唐宋、近代百家に及ぶまで覧ざる所無きも、独り韓非・屈原・韓愈の書を好めり」といわれる。天啓元(1621)年鄉試に合格したが員数の制限によって舉人の資格を与えられなかった。崇禎十七(1644)年における李自成の農民反乱の勝利、崇禎帝の自縊と明朝の滅亡、清朝の中國支配体制の基盤の形成という一連の過程、いわゆる甲申の変以後、「屏居して客に見えず」、南明の唐王政権の招きにも応ぜず、清朝の出仕の要請をも固い決意を以て拒否した。この間、螢居のうちにその「文章・氣節を以て一時名声大いに震った」ため、順治八・九(1651・2)年、江西建昌府や廣東方面の「賊」がこの地に来ても、あえてその居室を損うこと避けた。「是の時天下の人、盜賊と雖も亦た寒支有るを知るなり」という状況であった。また甲申の変より四十余年の山居生活中、「鄉人は之を宗ベリ」、すなわち、彼に対する敬愛の念を抱いていたという。

「江西の魏禧・魏禮・彭士望の諸子と」「彭蠡(鄱陽湖)に泛(ふねをうか)べ、廬山の絶頂に登りて闘賊横行の事を追維し、涙下ること泉の如く、湧いて己む能わざるなり」とされるごとく、彼が顧炎武、黃宗羲らと同様に明王朝の支配、あるいは中国の本来的な王朝の支配を正当とする支配階級としての士大夫の立場を自覚的にとっていることは明白である。彼が、孟子が「諸侯の宝」とする「土地、人民、政事」を『康熙寧化県志』編纂の三つの柱としていることにもそのことは明らかであろう。(同県志、卷一、「凡例」)従って、『康熙寧化県志』「寇変志」においても、明朝・南明はもちろん、清朝の支配に対する反乱に対しても、その性格のいかんを問わず、これを「寇」とし「賊」とする視点に立つ。私たちは、こうした彼の史実の評価の仕方をそのまま承認するわけにはいかない。しかし、寧化県の城外深くの山間部の農村における「彼の山居四十余年」という生活の中での観察と、他律的要請による取り急いで形ではなく内発的意志によるそれなりの体系をもつたこの観察の整理とは、「寇変志」の選択した史実にも一定の客觀性を付与しているであろう。山居中の彼の「賊」や「鄉人」との関係も、彼の言動にある種の「平衡感覚」があったことを示している。彼が「寇」「賊」とする集団の一部には、前述のように、住民一般の生産と生活を破壊したもの、乃至そうした側面をもつに至ったものがあることも見逃せない。従って、「寇変志」の上述の仕方による訳出によって、黃通ら黃氏の指導する抗租反乱を中軸とするこの時期の寧化の反乱のもつ多様な側面をかなりの程度に明らかにしうると考える。なお、「賊」「寇」をはじめとする李世熊の立場からする蔑称は、括弧〔 〕のみを付してあえてそのままにした。原文の叙述の趣旨をそれとして把握するためである。

《前提2.》以下の本章2.及び本稿の他の部分において用いる寧化県関係の主要な文献は以下の通りである。

1. 李世熊著『康熙寧化県志』卷七「寇変志」、及びその他の部分。静嘉堂文庫蔵本。同治八(1869)年重刊

本（東洋文庫等蔵本）によって校訂。（31頁補註1.参照）傅衣凌『明清農村社会經濟』所収の前掲二論文からその所在を知る。その卷七「寇変志」は、以下「寇変志」と略称。

2. 李世熊『寇変記』抄本。李世熊自著と考えられるが、日本に現存しない。傅衣凌『明清農村社会經濟』所収の「明清之際の“奴變”和佃農解放運動」前掲に引用されているものから転引する。傅衣凌の引用している部分はごくわずかであり、その内容は1.の「寇変志」とほぼ同じである。
3. 李紱等序『乾隆汀州府志』卷四十三、芸文、墓誌、李世熊「寧化県知県徐公墓誌銘」及び同『府志』のその他の部分。静嘉堂文庫蔵本。うち、「寧化県知県徐公墓誌銘」は、以下「徐公墓誌銘」と略称。
4. 王簡庵『臨汀考言』。王簡庵は名を廷倫といい、傅衣凌『明清農村社会經濟』所収の前掲二論文の中で傅衣凌がその引用した部分によって行なっている年代比定からすれば、康熙三十二(1693)年前後には、福建汀州府知府となっていたはずである。（31頁補註2.参照）この書物はとくに康熙年間以後の汀州府下の各県、とくに寧化県地方の地主＝佃戸関係、抗租等についての貴重な資料を含むが、日本には現存しない。傅衣凌の前掲二論文の各處に引用されているものから転引する。
5. 撰者不詳『思文大紀』。傅衣凌前掲二論文によりその所在を知る。『台灣文献叢刊』(廈)所収本。
6. 『民国寧化県志』卷十七、循吏、黃浩。日本に現存せず。傅衣凌「明清之際の“奴變”和佃農解放運動」前掲より転引。
7. 駱鑑『寄游八景』卷三、王士陟〔傅衣凌によれば、寧化県出身の挙人〕「興頌長歌行」。日本に現存せず。傅衣凌「明清時代福建佃農風潮考証」前掲より転引。

《前提3》

- ① 訳注は最小限のものである。別出した若干のもののはか、主として地名、人名、官職名などについては本文中の〔 〕内に小文字(6°)で記した。
- ② 原文には存在していないても、内容が明白に限定的に比定でき、かつ読解に資すると判断された場合には、訳文の中にとくに断わることなく語句を補なっている。
- ③ 語句を補なうに際して内容的には比較的明白であっても、原文の中に当該の語句が存在していないことを明示しておく必要があると判断された場合には、〔 〕を用いてそのことを示した。
- ④ 訳語の中で、原文の微妙な表現を伝える必要があると判断された場合には、(←)内に原文の語句を中文字(8°)で挿入しておいた。原文の解釈に疑点が残っているいくつかの場合にも同様の表記を行った。いずれの場合についても、御教示、御批判をいただきたい。
- ⑤ 訳文中、◆印を冒頭に附した段落は原文の割注である。多くは非常に詳細にわたるこの割注の部分に、実は貴重な指摘が多い。
- ⑥ 次章以下の行論の展開の中で、とくに必要な場合には、改めて、この「寇変志」の原文を引用し、批判に資したい。

崇禎十三(1640)年

七月十六日、寧化県知県徐日隆は三院〔南嶺巡撫〕の命令を受け、民兵(←民兵)を率いて中宜地〔県城北五十里の¹⁾永豐里中宜地村〕に赴き、犯罪人(←犯)の李留名と李簡を逮捕しようとした。流名はその一党を指揮して民兵の孔揚・賈倫を殺した。

七月二十一日、汀州府の推官宋應星は、単独で中宜地に入り、何ら特別の意図はないという上で李流名を説得して誘いかけ、ついに彼を連れ返り、汀州府の獄に繋いだ。汀州府知府金某は、〔宋〕推官と合同で事件を審理し、李留名のみを長期拘留し、その一党は釈放した。嶺北道〔廣嶺北道〕²⁾巡撫

³⁾
監督下の江西接
察司分巡撫北道 陳士奇はこの処置を妥当だとした。

⁴⁾ [のち、順治三(1646)年六月に県城を襲撃する] 黃通の家は、本来、寧化県城内に居住する巨族(←在城巨族)であった。通の祖父の代に、県城外の留猪坑⁵⁾ [県城北五十里的永豐里留猪(=米)坑村] に移住した。通の父黃流名は、中宣地の李留名・李簡〔兄弟〕・半寮〔賢良の附近の山間部の小集落と考えられる。後述。〕の寧文竜とともに死を誓いあった集団(←死党)を形成しており、隣接する江西石城県の民温氏と抗争衝突して、十名の死者を出す殺し合いをした。石城の民⁶⁾ [温氏] はこの事件を三院諸司道〔南贛巡撫・江西按察司・分巡撫北道等か。〕に控訴した。これら各機関は、それぞれ当該の府県に命令して厳重に逮捕させようとしたが、連年果すことができなかった。

⁶⁾ ◇寧化県知県徐日隆は、着任当初で、まだ事件の性格を熟知しないまま、急に民兵を動員して〔李留名・李簡ら〕を逮捕しようとしたので、李簡は遂に民兵を殺害して反乱した。〔汀州府知府金某は〕宋推官にその処理方を依頼し、宋推官は李留名〔ら〕を誘いだして執えた。金知府と宋推官は合同審理の結果、李留名及び彼とともに宋推官に誘いだされて執えられたものたちを), いずれも軽く量刑して、嶺北道陳士奇のもとに護送した。陳士奇はただ李留名のみを罪に坐しただけで、李簡と黃流名は、いずれも釈放し帰居させた。李簡は法網を脱れた後、ますますその党を集め、隣接する諸地域を蚕食するようになった。徐知県はこのため多額の懸賞を設け、李簡の一党を金〔の力〕で捕えようとした。そこで、寧化県下の郷村全域(←四郷)では、おのおのその土地で〔李簡に呼応して〕乱を倡えた者を執えたので、李簡の一党は、みな捕縛された。ただ〔黃通の父〕黃流名だけは僥倖にもこれを免れた。以上は崇禎十三・十四(1640・41)年の頃のことであった。
**

* 李世熊は「寇変志」では、一貫して、黃通の父の名を黃流名とし、また温氏との争いの中でもっとも主たる役割を演じたと官憲からみられていた李簡の兄の名を李留名としている。ところが、同じく李世熊の手になる「墓誌銘」では、前者を黃留民とし、後者を李流名としている。留と流との同音に起因すると思われるこの同じ筆者の二様の記録の仕方の当否を判断する材料は今のところないので、本稿では「寇変志」の黃流名、李留名をかりに採用し、「墓誌銘」の引用に際してもこの表記に訂正して統一をはかった。

** 寧化県の李留名・李簡・黃流名・寧文竜らと石城県の温氏との争い、それにもとづく李留名らの逮捕、釈放された李簡らの活動と寧化県知県徐日隆による簡の一党の逮捕——という一連の過程を「寇変志」では「崇禎庚辰辛巳の間」、すなわち崇禎十三・十四年の事とする。後の章で貴重な相補資料として用いる「墓誌銘」では、この過程の始期を「崇禎寅卯の間」以後、すなわち崇禎十五・十六年以後におく。しかし「墓誌銘」自身、この過程の開始後着任する知県徐日隆の着任時点を崇禎十三年としており、矛盾した叙述となっている。本稿では、「寇変志」の方の日付を探る。

崇禎十七(1644)年甲申〔順治元年〕⁷⁾

国変が起こった。福建の興州府・泉州府下の「賊」の勢力が非常に盛んになった。福建巡撫

(←督撫) 張肯堂〔崇禎十五年(1642), 明朝最後の福建巡撫〕は, 軍隊を率いてこれを捕えたので, いくらかおさまった。一方, 広東の「寇」蕭声・陳冊等は衆数千を率いて閻羅総と号し, 南嶺巡撫管轄下の諸府県の領域を掠奪(←掠)しつつ, しだいに汀州府に迫り, 府下各県の事態は急を告げた。張巡撫(←撫軍)は, 兵五百人を派遣して汀州府を救援した。当時「賊」はすでに府城の置かれた長汀県下の古城鎮に軍を進めており, その焚燒殺戮は非常な惨害をもたらしていた。

十月十八日。その援兵が汀州府城に到着し, ただちに古城鎮に向ったが, 觀音舗まで来たところで地の利を知らなかったため, 伏兵の中に陥った。「賊」は前後からこの援兵を攻撃し, 三百余人を殲滅した。把總の林深・鄭雄は戦死, 傅玉麟は逃がれた。「賊」も江西贛州府瑞金県の領域内に退いた。この時, 鍾凌秀の「余党」張恩選というものが, 猪婆竜と号し, 衆数百人を集め, 閻〔羅〕総と遭遇し, これと合体しようとした。しかしこの広東の閻羅総は, [張恩選の]「党」よりも兇暴(←狼戾)であり, 結局, この二つの「寇」は互いの威勢(←声勢)に依拠しあったのみで, ついに合体することはできなかった。[だが, これらの動きのため], 汀州府の上杭県, 永定県, 贛州府の瑞金県の諸村落はがらんとして雞や犬の声も無かった。寧化県下では厳重な警戒体制を施いた。

◆当時, 寧化県知県于華玉に対して, ある幕友(←客)が次のように進言した。「『賊』の勢は非常に盛んであるが, 二党が合体せずにいれば, 各個撃破することができる。思うに『閻寇』は狂暴頑迷で急に手なづけることはできない。他方『張寇』は家族が多く上杭県におり, その進退のもたつきぶりを見ると, 必ず招撫してこちらの役に立てることができるであろう。目下, 張巡撫が軍を率いて汀州府に来臨せんとしている。あなたは〔やがて〕必ず監紀軍事に任命される〔立場にある〕のだから, 最初に『張寇』を招撫しておくべきである。『張寇』が降伏すれば, 『閻寇』はたとえ滅ぼせないまでも, 撃破して逃走させることができよう」。于知県はこれを受け入れた。

乙酉(1645年)〔順治2年〕

正月。張巡撫の軍隊は上杭県に駐屯し, 寧化県知県于華玉は監紀軍事に任せられた。「閻寇」は汀州府長汀県の領域から寧化県の淮土〔県城西南60里的〕に出て, 大いに焚燒掠奪を行なった。県城は非常に動搖した。

◆当時于知県は幕友の進言を用いたところ, 「張寇」は果たして招撫を受け入れた。「閻寇」は淮土から江西に出た。于知県は, 張恩選をこうして招撫した上, さらに土豪(←土豪)寧文竜を招撫し, むりやりに一つの軍隊を編成させた。彼は自からこの軍隊を率いて南下し, 江西の九江府に至ったが, 左良玉〔明の武将。南明福王弘光政権から太子太傅の肩書を与えられたが, こ〕の兵に制圧され, 兵はことごとく潰滅逃亡した。于華玉は落ちぶれて江蘇浙江地方をさまよった。この年五月, 南明福王の弘光政権の首都南京が〔清朝の軍隊によって〕破られた。七月二十八日, 江西の建昌府で永寧王〔益王の嫡子〕が起兵し, 贛州府興国県で「閻〔羅〕総」の蕭声・陳冊らに招撫の命を下し, ことごと

く降伏させた。この年の除夜、永寧王は敗死し、兵は潰滅離散した。

八月。首領の名前不明の廣東の「寇」が、汀州府帰化県〔城〕を攻撃したが、成功せず、また清流県〔城〕を攻撃したが成功しなかった。寧化県は嚴重な警戒体制を施いた。

十月。廣東の「寇」がふたたび帰化県に至った。帰化県知県華廷憲は危急を告げてきた。上杭兵巡道〔として復帰していた〕于華玉は、兵を帶同してこれを禦いだ。于は、さらに寧化県〔城〕、連城県〔城〕、及び寧化県泉上里〔県城東 100里〕泉下里〔県城東 95里〕の郷兵（←郷兵）を移動させて救援に赴かせた。「賊」は退いた。于は勝利を〔南明の唐王政権に〕報告した。

◆当時、于華玉は〔ふたたび〕福建に入り、〔唐王政権により、その兵部の〕職方郎中を経て上杭兵巡道に抜擢されていた。この廣東の「寇」の来襲に及んで、以前と同様に、招撫した張恩選・寧文竜らを率い、帰化県を救援した。「賊」は五里橋で迎撃した。于の軍の前鋒は七人の「賊」を殺し、勝ちに乗じて追撃した。しかし、先鋒と後衛とが続かず、「賊」は左右両翼から包囲し、官兵（←官兵）の敗死する者十余人、「賊」は帰化県城下まで追撃して引き返した。次の日、寧化県泉上里泉下里の郷兵七百余人が帰化県に到着した。「賊」は援軍が大挙集まつたのを知り、その夜逃走した。「賊」が退いてから三日たって寧化県〔城〕、連城県〔城〕の郷兵がはじめて到着した。兵糧の供給を求められること莫大なものがあり、帰化県の民は苦しんだ。〔この郷兵たちは〕ただ武器をひけらかしながら山がりをするだけであった。しかしながら于華玉と推官の李之秀はもう大あわてで勝利を報告し、戦功を叙べたてて行賞方を申請した。あたかも大敵に勝ち領土を恢復したもののようにであった。于華玉はついに〔唐王政権の〕兵部侍郎に抜擢され、その軍隊の将校（←標官）はみな守備や遊撃の肩書きを加えられた。

丙戌(1646)〔順治3年〕

六月二十六日。長閔の黃通（←長閔黃通）が田兵（←田兵）千数百人を率いて寧化県城を襲撃し、その一族の郷紳黃欽鏞と姪の黃招（←其族衿黃欽鏞併姪黃招）を殺し、資産のある家（←殷戸）百数十家を掠奪した。午前十時から始め、午後四時になって撤兵して県城を出た。

* 族長格の地位にあった郷紳と考えられる。

◆〔崇禎十三・四年の事件で当時の知県徐日隆の逮捕をひとり免れた〕黃流名は、その後、祖先を祭るという名分で同族との関係を復活し鷹のように鋭い視線を注ぎ、梟のようたけだけしい声を張りあげ、まるで黃氏の同族を支配するような態度をとっていた。（←後以祭祖帰宗、鷹眼梟声、猶雄視其族）同族の無頼（←無頼）の黃振という者が、憤りにたえきれず、黃流名を拉致して殺してしまった。同族の者は、この事態をいかんとも処置しがたく、祠堂（←祖堂）を焼き、流名の死体を投げ入れてこれを燃やし、あたかも焚死したもののようにした。流名には八人の息子があり、長子が通であった。彼は官に訴え、父の燃え残った骨を祠堂の中の墓にとむらった。黃振も自首

して獄に繋がれた。県当局（←有司）はもとより黃流名の行動が法に外れたものであることを知っていたので、内心では黃振が彼を殺してしまったことをもっけの幸いとしており、黃通の訴えになかなか決着をつけようとしたしなかった。黃通はそこでとうとうその同族と事を構えて和解しないようになった。

黃通は、凡よそ黃氏の同族の所有する土地で留猪坑村の附近にあるものを、みな占拠して自分のものとした（←皆拠而有之）。彼は大きく支援勢力を結集しようとして、「較桶の説」〔量器容量の差異比較論〕を創唱した。元来、寧化県地方では、〔田主への租米（=地代としての小作米）の納入の際には〕20升を1桶としてこれを「租桶」といい、〔田主が〕米を売り出す際には、16升の桶を用いてこれを「衡桶」といい、長年の慣行としていた。黃通は城外諸地域の農民たち（←諸郷）に対して、凡よそ租を納入する場合には、ことごとく16升1桶を基準とすること、いっさいの移耕・冬性・豆穀・送倉など〔租の納入に附隨して田主から課せられる各種の附加的な地代を負担する〕諸慣行^{*}はみな廃止することを提唱した。

* 移耕は田主の土地を借耕して租を納入することを田主と契約する際に佃戸が支払う契約金（=小作契約金）。冬性・豆穀は鶏鳴等の食用家畜・豆や上質の白米を田主へ提供する副租=附加小作料。送倉は租米を田主の倉庫へ運搬する労働、いわば附加された労働地代。周知のことであるが、傅衣凌『明清農村社会経済』所収の「明清時代永安農村的社會經濟關係」、一本杉玲子「冬性」『史論』1号、田中正俊「民變・抗租奴變」前掲、拙稿「明清時代の土地制度」前掲などの諸論稿参照。

農民たち（←郷民）は地をとよもすような歎声をあげて黃通に従った。ただ彼らは、事の結果を恐れていた。黃通は、そこで、各里（←各里）を連ねて長閥をつくった。郷の豪にして有力なる者を配置して千総（←千総）とし、郷の壯丁（←丁壯）をみなその指示・動員の下に置くことを許した。（←悉聴其機調）。黃通は、有事の際には千総に知らせ、千総に各部（←各部）を統率させた。日ならずして千人が集まつた。黃通がとりあつかう訴訟（←通所連閑詞訟）は、県当局（←有司）に送ることなく、すべて黃通のところで決裁することにした。黃通もまた〔実際の決裁は〕諸千総に指示して行なわせ、自らは贋金を取るだけであった。〔千総は、一般的には、明の嘉靖年間に京師駐在の中央軍たる三大營副将、遊撃などの下、把總の上に置かれた下級將校のことである。〕

これ以来、城中の大戸と諸郷の佃丁とは互いに憎しみあうこと仇敵のようになつた。たまたま黃氏の同族〔のもの〕がまた黃通の父流名の骨をそこない、その墓をこわしたことから、黃通はいつも、城内に入って仇を討つ、と語っていた。佃客たちもまた城内に入ってその日頃のくさぐさの怨み（←小怨）をはらそうと思っており、みなで黃通に懲懲した。凡そ城内の民で城外から食糧を購入する者は、黃通の党に出会うとみな苦しめられ、從来城外から生活必需品を城内に運んでいた者に対しては、黃通がいずれもこれを阻止した。城中では憤りと苦しみにたえかねていた。しかも城内の無賴者が、逆に城中の情勢を黃通に知らせて利を得ようと当初よりすきをうかがっていた。ここに及んで、こっそりと安樂〔所在の里名〕から県城の北門に突入した。城中では驚愕のあまりなすところを知らなかった。黃通らはその仇を殺し、富めるものから掠奪した。佃客たち

はそれぞれのうらみをはらし(←各報其眞趾), 城郭の〔すぐ〕外の庭園や邸宅をほとんど焼きつくし, 城壁を十数丈にわたってくずしおとし, 西洋砲二門をもち去り, 数えきれないほどの城中の財物を破壊した。

七月二日。巡道〔南明府王政権の上杭兵巡道のことであるが, 前年の兵部侍郎への抜擢との関係は不詳。〕于華玉は兵をたずさえて寧化県に到着した。六日。田兵は于華玉を執えて中沙〔留耕坑村、中宣地村と同じく、県城北50里的永豐里にある中沙村。この里の唯一の墟(定期市)の所在地〕に帰る一方, 署〔寧化県〕知県〔知縣〕で通判の朱輝を刃物で傷つけた。十四日。賄賂が贈られたので〔田兵は〕于華玉を釈放して帰した。

◆于華玉が寧化県に到着した当初にはとくに「賊」を討つつもりはなかった。県城内の民がさわぎたて, 夜ごとに于華玉をそしる書きものが出来ても, 彼はまだその気を起こさなかった。七月六日になって, 于は県城を出て城外に駐屯し, とうとう人を派遣して〔黃通の下で長閏に結集している田兵を〕招撫する旨の掲示を出させた。黃通らは中沙から衆を率いて県城に赴き, その掲示を碎いて招撫を拒否した。ちょうど于華玉と署知県朱輝とは団基をしており, まったく警戒をしていなかった。田兵はすでにむらがり集まっており, 于華玉を執えて帰り, 朱輝を裸にしてはうりだし, その足を刃物で傷つけた。県衙門の使用人(←役人)たちは鳥の飛ぶようにちりぢりになった。城中は騒然となり, 守城の体制をめぐらした。次日, 于華玉は一通の文書を城内にとどけてきた。そこには郷紳たち(←諸郷紳)が某某のものとともにすみやかに〔黃通らに〕贈る金を準備せよとの記されていた。署知県の朱輝は郷紳たち(←諸紳衿)といっしょに千五百両をととのえ, 黃通の同族で彼と親しい黃洪及び城内の民の張宝にことづけた。賄賂が〔黃通らの手に〕入って于華玉は始めて城内に帰った。

八月十八日。清朝の軍隊は福建省境(←閩閩)に入った。二十二日。南明の唐王は延平府から汀州府に出奔した。〔この後, 八月二十八日, 汀州府城で清軍に殺害されたとも。いい、福州府に送られて、そこで斬殺されたともいう。〕二十七日, その輔臣何吾駒〔唐王政権の首席大学士〕は, 間道から寧化県の泉上里に赴き, 寧化県城に入り, 広東に返った。この日, 田仰の敗兵も間道から泉上里に出, 留坑〔所在不詳。ただし、前後の関係から相接する泉上、泉下兩里の附近であろう。〕を焼いた次日, 泉下里を通過しようとしたが, 郷兵はこれを阻止した。田仰の敗兵は, 寧化県の武進士丘篤, 武舉人丘浙, 武生丘沐, 烈婦謝氏を殺した。

◆田仰は江西の人。進士となり, いくつかの官職を経て淮揚巡撫となり, 明末には兵部尚書となつた。南明福王の弘光政権が敗れて浙江の魯王政権の下に入り, 魯王政権が破れると福建の唐王政権の下に入って, 海忠伯に封ぜられた。唐王政権が敗れると廣東の紹武政権の下に赴いた。(←南敗而入浙, 浙敗入閩, 封海忠伯, 閩破而趨粵) のち清朝に歸順し, 北京で死んだ。聞くところによると, この敗兵がどの大臣の扶養をあてにして寧化県に来たのかはさだかでない。(←聞是兵為厥何相之蘖而来, 亦不可知也)

順治三(1646)年^{〔一年の途中であるが、李世熊は、こ〕}

九月十一日。清の総大将李成棟は数万の騎兵と歩兵を率いて杉関^{〔福建邵武府光澤県〕}を経由して邵武府に入り、汀州府城に赴く途次寧化県に立ちよった。当時寧化県はすでに清朝に帰順していた。清兵は南閥の演武場に駐屯した。その軍紀は非常に厳しかったが、それでも略奪されたものがあった。清兵の寧化県通過は五日間で終った。

十月。清軍の副将(←偏將)田国泰が二百名の兵を領いて寧化県に到着した。長閏を討滅するという名目であった。

◆この時、汀州府の連城、上杭、武平、永安各県の郷村(←諸郷)では、それぞれ蜂起(←起兵)して〔寧化県の郷村の長閏に〕あい呼応した。〔清軍の〕汀〔州府駐在の〕兵ではもちこたえることができなかった。田国泰は寧化県に来たものの、いささか黃通を恐れるところがあった。黃通もまた要害に拠って動かなかった。

十一月。清朝の汀州府知府李友蘭が寧化県に到着し、みずから中沙^{〔前出。¹⁷〕}に赴いて黃通を招撫し、守備に任命するという辞令を渡して返った。〔順治初年以来、總督、巡撫、提督、總兵らの直接統轄する標兵、すなわち正規軍たる綠旗の兵士は、營を基礎単位として編制されていた。守備は、副將乃至遊擊を長とする、この營の次席クラスの武官〕である。ここで黃通に授与したのは、冥官ではなく、肩書であろう。〕

◆当時黃通は多額の賄賂を〔李知府に〕贈った。李知府は黃通と盟約し、対等な地位での交際のように贈り物をした。黃通は〔守備の〕辞令を受けたので、〔こんどは〕さらに自分で辞令を出して千総に授けた。辞令を郷(←郷)の富戸(←殷実)、あるいはわるがしこい連中(←黠猾者)に送るごとに、笛太鼓で旗をかけて先導させてその家に赴むいた。そのおごそかさはまるで朝廷の命令を受けるかのようであった。千総は辞令を受けとったのち、また私製の辞令を買ひ求めて他郷の豪なるもの(←異郷之豪)に送ってもとを取った。汀州府の清流県、帰化県、邵武府の泰寧県、延平府の永安県、沙県の諸村落からは、千総の令旗^{〔軍用旗〕}が布を織るように交錯して往々來した。おそらく乱世の民がその聰明を失なうありさまというはこのようなものであろう。

順治四(1647)年

四月十六日。寧文竜は、姪の〔寧〕泰宇を派遣して黃通を下埠^{〔泉州下里下埠村〕}で斬り、あわせて黃通の弟黃允会を執えた。

◆はじめ寧文竜は黃通の父〔黃流名〕と行動をともにしており、その息子は黃通とあいいれるところがあった(←児子畜通)。黃通は容貌が醜くてせむしであったため、寧文竜は内心で彼を軽んじていた。黃通兄弟が非常に強大になると、いきおい寧文竜を抑えつけるようになり、文竜を呼ぶ際にも、場合によっては「寧賊」といったり、さらにはあからさまに「文竜は相手とするに足りない。俺とはりあつていけるものか」と大言したりした。そこで城中の胸にいちもつある

ものは、しばしば寧文竜から黃通を離間させようとした、〔寧文竜に〕「黃通兄弟は隙をみて寧文竜をおとしいれようとしており、すでにはかりごとができるがっている」といった。寧文竜はそれを信じた。このとき、黃通は、泉下里〔県城東95里〕から烏村〔県城東100里の泉上里の一村〕へ軍隊の点呼に行き、また〔泉下里の〕下埠村へ返ってそこで宿泊していた。寧文竜はその姪の〔寧〕泰宇を派遣し、80人を引率させて黃通を襲い、彼を殺した。知らせが県城に伝わると、全城の歓声は地をとよもすほどであった。それ以来、城外の農村(←諸郷)では千総の跡は絶えた。

六月二日。清軍の副将(←副総兵)高守貴は騎兵数百名を帶同して寧化県城外に駐屯した。寧化県の民家で〔官軍の〕兵の面倒を見ること(←養兵)はこのときに始まる。十七日。汀州府知府李友蘭と総鎮于永綏は、また騎兵と歩兵を帶同して寧化県に到着した。二十四日。清軍(←大兵)は中沙〔前出¹⁷〕に駐營し、長閥を招撫し、その巨悪(←巨惡)なる千総の陳亢、江冊、張驥、黃仲等、及び参謀(←謀主)の黃居正を殺した。しかし、李知府は、偽千総の馬文、吳堅俊と黃允会兄弟〔余会とその弟たち〕については、みな、招撫に従うことを許した。

八月。永寧王〔前出の明の王室〕の妃彭氏は九竜砦〔県城東100里の泉上里にある天然の要害〕を拠点とし、無賴の者(←無賴)数百人を糾合して汀州府帰化県〔城〕を攻めたが敗れた。妃は洋源に逃走した。

◆〔妃は〕永寧王の長子の妃である。江西で〔永寧王が〕破れたため、妃は汀州府に寄寓していたが、清兵が福建に入ってからは、延平府の永安県城とその東北の貢川山の間に避難していた。明の敗将范繼宸はそのことを知って跡を追い忠誠を誓った。范繼宸は山寺に落ちぶれていたが、大分たってから延祥〔寧化県城東100里の泉上里延祥村〕に赴き、自分からこれらの事実を表沙汰にした。土地の無(←郷之無賴)はとうとう秘密裡に妃を招き迎え、范繼宸に軍事を担当させた。楊禾兄弟が先鋒となり衆数百人を集め、妃みずからこれを指揮した。

十月。副将高守貴は兵を領いて諸郷(←諸郷)の兵を起した者を問責し、延祥の砦の建物を焼いたが、楊禾兄弟は釈放してその罪を不間に付した。郷兵(←郷兵)はみな〔清朝に〕忠誠を誓った。

順治五(1648)年

正月。彭妃はふたたび范繼宸、廖心明ら數千人を率い、江西贛州府石城県から寧化県の禾口〔県城西40里の竜、上下里禾口村〕、中沙〔永豐〕、烏村〔泉上里〕に出て延祥に到着、ここに駐屯した。

二月。彭妃は延祥から軍を移し、また帰化県の雷潤に出た。清軍の参將王夢焜はこれを迎え撃ち、彭妃を執えた。廖心明は妃の子を負って石城県へ逃げたがその行末は不明である。彭妃はまもなく清朝の皇帝の命により、汀州府〔城〕の靈龜廟で絞殺された。

◆妃は死の日にあたって、地方の官僚たち(←郡邑官)を非難した。そのことばは慷慨の氣に満

ち、毫も恐れの色はなかったといわれる。

二月。人知れず活動していた「妖賊」(←秘密妖賊) 頼子明が数百人の衆を擁して烏村〔県上里〕に駐営した。清軍の高副総兵は〔頼子明を〕逮捕して殺した。その党はみな鎮圧された。

閏三月。土賊(←土賊) 鄒華〔後出のように県城西南60里的竜上里淮土村に本拠をもっていた〕は、衆を率い、まさに寧化県城に迫ろうとした。清軍の高副総兵はこれを撃退した。

四月十八日。鄒華は、丘連を率い、大禾尚らと合流して、四つの門から県城を夾撃した。清軍の高副総兵は血みどろの戦をして撃退した。東南閔の義勇兵(←義勇)は丘連を雙川上〔位罷〕で斬った。「賊」ははじめて退いた。

◆大禾尚は江西の宗室である。その仕えていた主君の名はわからない。先に県下竜上里の大坑口〔県城西40里的竜上下里の大坑村に当ると考えられる〕に逃れていた。一時人々は〔大禾尚に〕急速に呼応したので、衆数千人を結集するまでになった。閏三月三日、清朝が人を派遣して掲示を県にとどけさせ降伏を命じた。そこで大禾尚らは鄒華の仲間(←夥)と合流したのである。

五月。江西の掲景が衆数千人を率い、邵武府建寧県から来って〔県内の反清の勢力に〕投じた。

清朝は文書を発して降伏を命じた。高副総兵はこれを撃退し、その偽監軍韓某を殺し、その印綬を捕獲した。

◆掲景は掲重熙の姪である。〔掲重熙は明朝の官僚で、甲申の変當時は福建福寧州知州。清朝の軍の南下後も江西方面で益王、永寧王らを擁立てて反清復明の活動を持続。唐王政略との連絡にもあたり、その吏部員外郎兼兵科給事中の官を¹⁰⁾ 授けられている〕 この年の元日に、江西の〔省都南昌に駐在していた清軍の〕副將王得仁と總兵金声桓が清朝に反逆し、廣東の桂王の永歴の年号を奉じた。¹¹⁾ 王得仁は武將を封建した(←封建武侯)ので、〔反清の〕兵を起した者の多くがみなその命令に従った。

六月十二日。江西撫州府宜黃県の歐陽芬は、王得仁の命令を受けとると、ただちに、この日の夜明けがた寧化県城を犯した。清軍の高副総兵はこれを西閔の外で攻撃し、数百人を斬首、百余人在生けりにした。

◆さきに掲景と来たのもこの仲間である。

十一月八日。鄒華、廖心明らが突然禾尚石〔その寧化県内〕に来た。男女は争って避難のために県城に入ろうとし、踏みつけあって六十七人の死者が出た。上東門・西閔の〔すぐ〕外の民家はほとんど焼きつくされた。たまたま清軍の總鎮王之綱〔鎮守汀州等の位置は不詳〕が着任し、清流県に滞在していた。寧化県知県鄒鍾秀は王總鎮に急を告げた。總鎮は騎兵の精銳千余人を派遣してこれを撃退した。

◆當時高副総兵は汀州府城にもどっていた。駐防千総の夏有才と張易は「賊」の勢が盛んであるのを見て、ひそかに「賊」と通じ、まさに内應せんとしていた。知県鄒鍾秀はこれを察知し、県城の四門の戸締りを厳重に調べ、県城内の義勇兵(←本邑義勇人)を激励して自ずから戦わせた。

相対峙すること十八日間にして総鎮の援兵が到着した。十一月二十四日の午前十時であった。

この年三月に県下泉下里の丘民滋もまた衆千余人を集めそれぞれに登録証(←腰牌)を支給して反乱しようとした。同里のものがその状況を密告した。そこで知県と防備軍の将校は、下角[寧化内所在里名^{村名は不詳}]の郷兵に命じてひそかに丘民滋を襲って殺させ、その党数人を誅殺、ことごとくその田産を没収した。反乱はやんだ。

八月に、また、広東の「寇」の張・黄というもの——首領の名はわからない。ただ姓のみを称えていた——が、永定県、上杭県から清流県下の郷村(←清流属境)に出、延祥[県城東100里の^{泉上里延祥村}]に至った。¹²⁾楊禾兄弟[前出]はその勇を持んで「賊」と戦い、死んだ。「賊」は遂に帰化県に出た。

当時また托鉢僧(←遊僧)で隆武帝[廟]を自称するものがあった。「愚民」はこれを信じたので、また衆数百人を集めることになった。張・黄の「賊」はこれに呼応し、ともに帰化県を犯した。帰化県では城壁の守りを堅固にして「賊」を疲れさせたので、「賊」は去った。〔彼らが〕延平府永安県に到着したところで、城内に誘いこんでみな殺しにした。わずかの生き残りもなかった。張・黄のみは疑って入城しなかったため、夜逃げする機会をつかみ、広東に返った。

この当時、寧化県城外の郷村(←四郷)では、一つとして「賊」の軍營でないところはなかった。

順治六(1649)年。

二月二十二日。郭天材の敗兵である騎兵の精銳千余名が突如來たり、寧化県城を攻撃した。午前十時から午後八時まで続いたが、矢尽き、その夜、逃走した。

◆郭天材ははじめ王得仁の命令に従い、兵を移動させて、福建全土を支配しようとした。王得仁が敗れ、郭天材が死ぬと、兵は帰属するところを失い、略奪を事としていた。この敗兵は寧化県城に到着するに際してまず遊撃の兵二名を派遣した。県城の民は彼らを執えて殺した。敗兵はそこで大挙県城の周囲に集結し、城外の民家をほとんど焼きつくした。わずかに東閥の一帯だけが残った。焼かれたり斬られたりして死んだ男女は千人にも達した。攻城は午前十時から午後四時に及び、矢と弾丸は雨のように注いだので、民兵は〔持場に〕ふみとどまることができなかつた。午後六時になって敗兵は高い梯子をかけて北城に迫り、県城はほとんど陥落しそうになった。清軍の遊撃竜得雲は、竹のむしろに草を包み、火をつけて城外へ投げ下した。矢と大砲がこれに続いた。貢生の雷動化は私財を出して決死隊數十人を募り、石を運び木をころがしてその出動を助けた。〔敗兵の攻撃の〕勢はややおさまった。四門の太鼓は大雨の注ぐように鳴りひびき、「賊」は思いのままにふるまうことができず、矢玉も尽きて攻撃を中止し、陣地をひきあげて去った。その行方はわからない。県城の人々はよみがえる思いであった。この日、煙と陥は天をさえぎり、屋なお暗かった。竜将校(←竜帥)が死力をつくし、雷貢生が力をあわせて守り、雷雨が大いに起り、賊の矢玉が尽きるということがなかったなら、県城は必ずや保ちえなかつただろう。

寧化県城が危く生きながらえたのは、天意であったかも知れないが、人の力もまた無視することはできない。

七月。木城を築造した。

◆〔県城の〕防備体制を明示するためである(←堀守塙)。〔その費用は〕資産のある家(←殷戸)が出資した。

十月二十日。清軍の総鎮王之綱は兵を帶同して留猪坑村に入った。黄允会は多額の賄賂を贈り、団練組〔同練の責任者、いわば王朝の側に立つ在郷自衛隊隊長〕となることを許された。いっさいの犯罪、反逆は不問に附された。

十一月。清軍の千総白慶祿は長閔の吳坊〔県城東隅より15里の興寧里にあり定期市の開かれる吳坊〕の土墨に囲まれた砦(←土囲)を破り、その男女をことごとく俘虜にした。

十二月。白慶祿は張家坑〔県城東95里的下里張家坑村〕の張簡〔の率いる〕土墨を破り、男女数十人を殺した。張簡はまもなく李嘉采のために竹篙嶺〔県城南方にある険阻な山〕で殺された。

順治七(1650)年

六月二五日。准土〔竪上〕の「賊」鄒華が誅に伏した。

◆この月、鄒華は汀州府城に赴いて清朝に投降した。総鎮王之綱はこれを受けいれた。二十四日、鄒華は准土に帰り、兵を擁して自衛体制をとった。鄉民(←鄉民)劉建中らは兵を壁の中に伏せ、酒をふるまって鄒華をもてなし、その席でこれを斬った。その党十余人も斬り、首級を送って報告した。

十二月。大晦日、四營頭の「賊」が突如烏村〔県城東100里の泉上里烏村〕に入り、東南山の男女をほとんど執えつくした。烏村の民はみな倒虎岩・七層岩に逃げこんだ。「賊」は手分けして二つの洞窟の入口をとり囲み、草を束ね、火をつけて投げ入れた。洞窟内の倉庫・家屋はみな火災を起こし、山石は爆発し、人畜で焼け死んだものは千の数にも達した。火は三日間消えず、村々は蕭然として人の気配もなかった。「賊」はついで中沙〔永豐里〕から趙家原〔県城北100里の招徳里趙家原村〕、畢家地〔県内の位置は不明〕に突入してこれらの地を破り、そこに駐屯すること一ヶ月を越えた。当時清軍の総鎮は寧化県城内に駐在していたが、県城外郷村部分の混乱を坐視し、軍隊を留めたまま動かそうとしなかった。

◆四營〔謝國楨編『清初農民起義資料輯録』に引く『民國泰寧縣志』卷三「大事」で〕というのは、そのはじめはみな明の敗将であった。張自盛、あだ名を老虎という者だけは、その輩下の兵がひとり強力だとされており、官兵〔軍〕の側もこれを恐れた。他の名を知られたものに、洪国玉、曹大鏞、李安民があ

り、その他林珍、黃徽印らもみな四營に属していた。掲重熙すらもこれに属していたのである。その人数を合わせると数万人にも達した。福建の邵武府、江西の建昌府、贛州府の各属県を往来し、その通過したところは一本の草も残らないほどであった。江西、福建に害毒を流すこと二年、四營が敗北すると、その軍營の編成をばらばらにし、それぞれが手分けして略奪を行なうようになった。十月、林、黃らは、突如、嶺関及び溫家山所在地不詳に駐屯し、大晦日になって不意に山上里の蓮華頂から烏村に入った。二つの洞窟で千の生命がとうとうその毒害に遭うことになったのである。

順治八(1651)年

正月二十一日。王総鎮は軍隊を出動し、寧化県に到着した。

二月二十五日。軍隊は水西県城東北90里的招賀里の水西村に出て、寧文竜を討伐した。寧文竜が独断で清軍の副将魯雲竜を殺害したからである。

◆魯雲竜は江西の人である。強く敏捷で戦闘に長けていた。残酷な性格で、殺人を遊戯のようにしていた。以前邵武府泰寧県に駐屯し防衛にあたっていたが、のちに同府建寧県に移った。乱暴で道理にそむき、礼節なく、民の財産を際限なくとりあげた。両県の人はこのことを聞いて生きた心地もなかった。寧文竜が居住している寧化県の半寮明確な所在地不明だが、この後に続く叙述を参照する。と、寧化県城北100里的招得里方面か、あるいは東北90里的招賀里方面の山間部にある、村の規模にまで達しない小集落であろう。29頁註1参照。は、建寧県と境を接していた。魯雲竜は、時々寧文竜から、あたかも朝廷が貢納を命ずるような態度で財物を徴発した。寧文竜は怒ったものの、あえてそれを表にあらわそうとはしなかった。順治七(1650)年十月、魯雲竜は数十騎を率いて半寮にやってきた。魯雲竜は寧文竜と盟約を結ぶためだといっていたが、その本心は寧文竜から大いに徴発しようとするところにあったようだった。寧文竜は非常に憤激し、ついに部下(←親丁)を派遣して雲竜を誘い、彼をもてなしておき、伏兵を発して彼を執え、殺害し、その従者の兵士もみな殺しにした。そこで、王総鎮は、邵武府下の諸方面の軍を出動、集結させ、寧文竜を包囲討伐することになった。寧文竜は窮地に立ち、三百人を率いて囮みを突破し、間道から逃走した。遊撃竜得雲が追跡したが、道がわからなくなって引き返した。王総鎮揮下の清軍は張坊県城北100里的招得里張坊村などの所に駐屯した。凡そ半寮附近四・五十里以内では、兵火を避けて山砦にこもっている住民もみな「賊」であるとみなし、ことごとく兵を出して包囲した。こうして擊破された山砦は全部で十七ヶ所にのぼった。だいたい二ヶ月ほどのち軍隊を引き返した。

十月。王総鎮はふたたび寧文竜を討伐した。

◆これに先立って、清軍が退いたので寧文竜はまたその本拠(←其巣)に返っていた。八月。寧文竜は黃氏に対してその怨みをはらそうとした。彼は、魯將軍が自分をおとし入れようとした、王総鎮が自分の拠点をくつがえそうとしたのは、みな黃冬生上述の黃允会とともに黃通の弟。従って黃流名の子にあたる。兄弟が賄賂を贈

ってそれらの人々をそそのかしているからである、と考えた。そこで、彼は、林珍、黃徽印、吳一星〔前出の四營頭〕を招集し、これら諸「賊」の援助を得て、黃氏に決死の戦をいどもうとした。黃氏は「賊」の動向を〔関係する各〕府県に急報する一方、軍資金を総鎮に送って軍隊の出動を要請した。寧文竜側が援助を受けるため招集したもののうち、吳一星のみが黃氏と一戦を交え、おびただしい死傷者を出させた。林、黃らはいずれも寧文竜を助けず、まもなく陣を解いて去った。そこで、王総鎮は副将高守貴を派遣して、吳、林らを追討させた。清軍が常坪・竜西山〔所在地不詳〕に至ると、吳一星の兵卒はみな崖の壁を猿のように上下し弾丸が雨のように降り注いだ。高守貴の兵はあえて迫ろうとせずに引き返した。一方、王総鎮の親兵は、なお水西〔招賢〕に駐屯していた。ただ黃氏の先導した地点、たとえば巫峽、陽城、赤上下等〔県城東北90里の招賢里巫峽村、陽城口〕は、家のたるき(←様)一本とて保つことができず、一人の女とて生命を完うしたものはなかった。周囲六・七里は、たとえ山の木であっても完膚なきまでに焼かれてしまった。思うに〔前回の寧文竜討伐の〕三月四月の頃よりもひどい状態だったであろう。当時、延平府永安県で危急が告げられたので、福建の周布政使は、汀州府の將軍〔總鎮王〕を移動して救援させた。そこで水西の災厄は解け、寧文竜もまた逃げた。彼の行方はわからない。

吳一星は吳細娘のことである。彼は延平府順昌県の人である。はじめ兄弟で泉州府德化県に〔反清の〕兵を起した。徳化で敗れると一星は二百余人在り、延平府将樂県と汀州府帰化県の一帯を往来し、平民(←平民)の生活を乱すことなく、もっぱら私怨に報いた。その兵卒の統制は非常に嚴重であり、しばしば少数で多数を挫いたので、官兵〔輩〕はこれを恐れた。のちにその党林冀陽のために〔清朝側〕に売られ、投降を勧誘されて殺された。

順治九(1652)年

五月六日。四營頭の「賊」が巫家蕪〔県城西北一距離不詳〕に駐営した。¹³⁾ 黄允会は兵を出動させて防禦した。たまたまその弟黄吉が捕えられたので千余両にもものぼる身の代金をとどけたが、「賊」は贖金を受けとり、しかも彼を殺した。

七月十二日。「賊」の全軍は泉下里〔県城東〕に出、その丘坊〔里坊〕の民家数十軒を焼いた。翌日、「賊」は泉上里〔県城東〕の羅坊〔里坊〕、官衙坊〔不詳〕に駐営し、三つの砦を擊破し、民家千数百軒を焼き、男女五百余人をさらい、すべてのものについて〔その名前を〕札に書きこみ、身の代金を要求した。(←皆批票索賠)諸生、〔身分ある〕婦人(←閩媛)、富戸の中には、身の代金をとどけたのにもかかわらず殺される者があった。「土賊」の案内があったので、泉上・泉下両里のこのような惨禍がもたらされたのである。当時、県城に多くの軍隊があり、これらの里から救援を求めたのだが、応じてくれなかった。「賊」が退いて五日後に、県の典史の倪拱宸が災害の状況を調査しに来た。ところが里はがらんとしてだれもいなかった。〔倪拱宸は〕この被害調査の翌日には、〔里の人々が避難している〕各砦に赴いてきびしく税糧の督促を行なった。

九月。王総鎮は李嘉采と僧即登を殺した。

◇この二人ははじめいずれも黃通の千総であった。のちに清朝に投じて忠誠を誓ったが、その悪行を改めようとせず、県城外の郷村(←四郷)では数えきれない被害者が出了。ここに至って民の訴えにもとづき、二人を誅殺した。

順治十(1653)年

王総鎮は黃允会を標官〔清朝正規軍の将校。標官とは、標兵を率いる各級の武官の総称である。允会の父通は、上述のように、守備の肩書を与えられていた。〕に任命した。

十月十七日。黃允会は、いつわって、従来の〔田主側との〕約束事項(←旧約)を緩和し、昔〔順治三〕〔年以前〕の租米納入用量器の容量(←旧桶)にもどし、城中の大戸(←城中大戸)と和解について相談する、と言い、田主四十人をだまして中沙〔杰豈〕に来させ、全員をとりこにして連れ帰り、巨万の財産を身の代金として強要した。黃允会はあげくのはてに諸生の賴朝会を殺してしまった。賴朝会が県城側の諸計画の立案者(←謀主)であり、かつ黄賊たえがたしと口をきわめて罵しったからである。賴朝会は、全城の犠牲としてむごいしうちを受けた(←賴為通邑受慘毒)が、当時彼の中沙行きを主張するものがいたのである。人々は今なおこのことを恨んでいる。

順治十一(1654)年

十二月。〔清軍は〕臨田寺の土壘(←土圍)を破った。

◇僧即登が黃通の千総となって以来、僧徒はみな略奪を仕事のようにしていた。〔黃允会が〕清朝に投降して忠誠を誓い、〔団〕練総となるに及んで、〔僧即登は〕ますますはばかるところがなくなり、出入りにはずらりと並んだ兵を自ずから従え、諸郷を蚕食し、その残酷虐虐にはきりがなかった。僧善度は僧即登の悪行に力をかしていた。僧即登が誅殺されても、僧善度はいぜんとして今までどおりに亡命者(←亡命)を招き入れ、徒党を組んで横行し、黎坊〔県城に接する興善里のうち県城の南側の部分にある黎坊村〕の民をさらい、數人を殺すなど、日々殺しあいをやめなかった。知県李可喬は清軍の于総鎮〔于は王の娘〕にひそかに報告した。〔于総鎮は〕投降して忠誠を誓うようにと僧善度を誘いだしして獄に繋ぎ、軍を出動させ、その土で築いたとりでを攻撃し、木城(←木城)を立ててこれをとり囲んだ。僧たちはそこで黃允会に多額の賄賂を送った。〔黃允会は〕夜半、その部下(←家丁)に僧徒を帶同させてひそかに逃してやった。僧の老弱のものや他所からきた傭兵(←客兵)で賄賂を贈ることのできなかったものは窮地に立ち、とりでの建物に火を放って自ずから焼け死んだ。僧たちが貯えていた豆穀・油塩・夏布・綿布など山のような物資はことごとく灰燼に帰した。僧善度は獄死した。

順治十二(1655)年

十月二日。黃允会は誅戮に伏した。

◆黃允会は標官となってからますます悪をほしいままにしてはばかりところなく〔福建〕西北方面の軍丁の逃亡者の抱え主となっていた。生員巫建勲が巫坊〔県城に接する興善里のうち県城の東側の部分にある巫坊村〕に税糧を徴収に行った(←征糧)とき、黃允会の部下の雷六九と陳六が彼を殺してその徴収した税糧を奪った。¹⁵⁾汀州府及び寧化県当局はこれを不間に附した。県学の教諭と訓導はそこで罪状を列挙して南贛巡撫宜永貴に上訴した。宜永貴は密かに分巡〔漳南〕道郁之章、汀州府知府涂(←涂)応泰に文書を送り、必ず黃允会を逮捕するように命じた。総鎮は〔もはや〕黃允会をかばうことができないことを知り、隨行の將校(←隨征將官)蕭栄新と曹大敬を派遣してともに留猪坑〔永豐里留猪坑村〕に赴かせ、黃允会を誘って上杭県に招いた。郁之章は、牛を殺し酒をととのえて、黃允会を役所の門(←轅門)のところでねぎらった。黃允会が護衛兵百五十人を率い、荷物を下して中に入ったところをことごとく捕えて斬り、十五の首級をさらしものにして人々(←士民)に陳謝した。

順治十三(1656)年

八月。黃允会の弟素禾は贛州府に駐在する軍司令官蘇某の下に赴いて(←赴贛州軍門蘇標下)投降した。余「賊」はみな解散した。⁽¹⁶⁾

◆当時、黃允会はすでに誅殺されていたが、弟黃素禾はまだ留猪坑に住んでいた。鎮將〔鎭將〕は百總(←百總)〔沿の軍制における把總〕の鄒勝、高星耀を派遣し正月十四日の雪の夜、それを本拠を襲い、黃赤、黃沙禾をいけどりにし、ついで誅殺した。黃素禾と兄の黃冬生は逃亡して廣東に入った。三月、知県李可喬の報告にもとづいて、総鎮は參將沈懋兆ならびに投降者で番王天と綽名されている王真を派遣し、騎兵・歩兵千人を領いて寧化県に赴かせた。涂(←涂)知府はさらに南贛巡撫に申請したので、副總〔副將〕李長榮が江西の兵二千人を率いて協同で討伐することになった。江西の兵は寧化県で徒食すること百五十日。贊沢な食事をしたので、どの家も不安に陥り入り、小民の苦しみは極まって、首をつる者も出た。軍隊が出動してもなんの成果もなく、ただ投降して忠誠を誓うように指導するだけだった。黃素禾が贛州府に至ると、守備の肩書きで任務につく(←管事)ことを命じられた。

七月。首領の名前不明の「賊」数百人が、突然、泉下里と泉上里を経て帰化県の沂州〔帰化県城北90里〕に入り、ここに拠った。男女一人として逃れたものはなかった。「寇」が退くと、沂州の謝氏が総鎮に訴え出たので、総鎮は白慶祿、余養成を派遣し、軍を領いて泉上里に駐営させた。〔白らの軍は〕県城外郷村部(←四郷)の「賊」に従った者を一人一人逮捕していった。悪い連中が、このことにかこつけて怨みをはらそうとし、しばしば〔罪のない〕一般の民(←平民)を〔「賊」に従ったと〕誣告したため、捜査は際限なく拡大し、人家の多いところも廃墟のようになった(←市井丘墟)。わが身ははずかしめられ、妻も捕えられて、結局は何の理由かわからずじまいの者もいた。

謝氏の指名でひどく残念に思われるは、実際はそれが「賊」の手引きに従ってなされたことである。官の友人、官側の大物に仕立て上げられていた連中(←曰官蔭官魁者)は、かえって帰順を受け入れられて不間に付された。官軍は帰化寧化両県下を蹂躪して、一ヶ月余りで撤兵した。

十月。賴子明の妻の張氏、王氏が、^{あや}^{おしゃ}妖しい教(←妖教)を董家嶺で倡え、衆数百人を集めた。王總鎮は軍隊を出動させてこれを捕えた。

◆賴子明は順治五(1648)年に反乱して誅殺された。そこでその妻が腰条教なるものを倡えたのである。豚肉は腰の一箇所を切りとるだけであとは棄て去って食べない。妖しい経を誦え、祭壇に盟約を誓い、燭りをつけて斗を拝むその教えに従えば、蛇や虎も傷つけることができず、刀も折れてしまう、財産も子供も長寿も思いどおりにならないものはない、と説いた。おろかな民(←愚民)はこの教を信じ、中には、家産を傾けて、その教えを奉ずる人たちの飲食の世話を悔いしないという者もいた。集まった人々は数百人に達した。ある者が「朝廷の軍隊がいまにも討伐しにくるぞ」というと、この妖しい教を信ずるものたち(←妖党)は、「万匹の馬、千人の兵も来るに任せておけ、ここに来ればおのずとしりごみしてしまうは」といった。鎮將が軍隊を出動させて砦に迫ると、おろかな民はそれぞれちりぢりに逃げて行き、坐して死を待つ者はほとんどなかつた。結局、〔王總鎮の軍は〕二人の婦人を捕縛して斬殺した。みだりに教を倡えたこの「妖婦」たちは、すでに聖母元年と改元しており、銅印十数箇を偽造していた。鎮將は早馬を馳せて上奏し、手柄を報告しようとしたが、幕客が諫めて止めた。

順治十七(1660)年

十月。董總鎮は軍隊を出動させて、江西贛州府石城県の塘下に赴かせ、黃冬生を逮捕、殺害し、「賊」の曾長ら八人を捕獲して誅殺した。

康熙三(1664)年

六月。將軍(←中軍)尹震は兵を領い、泉下里に駐營し、白眉僧の滋茂を捜索逮捕しようとした。

◆當時〔汀州府の当局は〕江西からの文書を受けとったが、そこには滋茂が〔自分で〕辞令を授けて反逆者たちを受け入れ、反乱を企図しようとしている、とあった。汀州府当局は江西〔巡撫〕の命令に従って数百名の兵を出動させ、寧化県内で捜索逮捕を行ない、数名の犯人を江西巡撫のところへ護送した(←解赴江右軍門)。ところが白眉僧の一件は、もうとっくに審理・解決済みであった。護送した犯人は全員送り返され、釈放された。

甲寅(1674)〔康熙十三年〕

春。閩藩〔耿精忠〕の反乱が起り、「盜賊」は群をなして起つた。寧化県の長閔の残党は驩然と県城を攻撃した。知県の魏守德は、県衙門の胥吏・衙役(←六房)と県城の鄉勇(←鄉勇)を激励し、城

門を開いて防禦し、多数を斬殺・捕獲した。郷寇〔反乱し(←郷寇)とあい対峙すること十日ばかり経った頃、二、三の諸生が、魏守徳に汀州府の官兵の出動を申請してこれを撲滅することをすすめた。魏守徳は「郷兵(←郷兵)〔郷勇〕は自分の力で郷寇を十分防ぐことができる。ただ県城防衛に必要な兵糧を用意し、防衛用の武器を整備しておけばよい。官兵というものは動搖しやすく鎮静しがたい。他日、彼らへの物資の補給は維持しがたくなり、彼らへの慰労に対してもなかなか満足しなくなる。〔官兵の出動は〕おそらく人々(←士民)に幸せをもたらすものではないだろう」といった。諸生たちはそうは思わなかった。彼らはすぐに〔守徳から〕文書を発給してもらい、軍の出動を懇請した。閩藩の偽將軍劉応麟がはたして軍隊を帯同して寧化県城に来た。彼が、遊撃、守備、千総などの辞令(←偽劄)を提供して「郷賊」(←郷寇)を説得すると、「賊」の首領たちはみな喜び、ことごとく結集を解いて(←解党)投降し、忠誠を誓った。そこで劉応麟は慰労の金品と兵糧とを大大的に徴発し、郷紳、商人、庶民の区別なく(←不問紳衿商庶)、衣食に不自由のないものをことごとく登録して拘留した。叩いたり、なぐったり、つりさげたり、しばりあげたり、ありとあらゆる仕方で苦しめ辱^{はずか}しめ、百両から三百両までの賄賂を請求して、その額に達すれば放免した。寧化県城の婦人たちは、お金や道具を、そのために、すっからかんにしてしまった。魏守徳は郷紳たちのために極力救済を行おうとしたが、成功せず、しかも劉応麟軍の要求はこまごまと煩らわしくて、その苦しみは守徳をいたく消耗させた。彼は憂いにもだえ、憤りに錯乱して死んだ。

* 「寇変志」の記事はここで終る。

康熙三十二(1693)年*

* この年次の記述は、本節の冒頭で提示した、「寇変志」以外の4, 6, 7の三資料にもとづく。これらの資料も王朝支配を正当とする支配階級としての士大夫の立場で書かれていることはもちろんであり、4の王簡奄の場合には加えて王朝の官僚として汀州府における支配秩序の維持にあたるものとの観点がある。従ってここには寧化県における康熙三十二年の抗租についてのかかる立場・観点から抽象された側面のみが示されているわけである。現在私たちが依拠しうるのは、傅衣凌が発掘した原文書類を除けば、ほとんどがこうした形で残されたものである。

□直隸完県の人黃浩は、この年、石牛駅〔寧化県城南70里〕の駅丞の任にあったまま、寧化県の典史の代理としての職務についていた。県下古田坑〔県城西南60里的〕の羅七禾というものが、しきりに農民たち(←郷衆)を煽りたてて、〔収租用と販売用との〕枱の容量〔のくいちがい〕を比較して租を削減し、これは長閥の指令なのだと称していた。黃浩は知県の命令でその逮捕に赴き、「賊」丁三禾の不意討ちにあって殺された。〔前掲6,『民国寧化県志』卷一七, 循吏の記事〕

□寧化県の無賴者(←棍徒)羅遂らが〔収租用と販売用との〕枱の容量〔のくいちがい〕を比較す

るという口実を設け、多くの人々を集めて略奪を行ない、逮捕を免れようと抵抗して凶行を演じ、官吏(←官役)を殺傷した一件について取調べを行いました。〔以下しばらく、停衣凌が〕本官がさらに吟味いたしましたところ(←卑府復加研訊)、多くの人々を集めて舟の容量〔のくいちがい〕を比較した首謀者は、実は羅遂と羅通、羅石養、巫野、張善養、官竹、朱鑒の七人でした。杜先、廖養、張黃暉、謝六禾、張治、張七十、廖繼養、丁黑、丁秋禾、丁狗屎、丁三禾、吳等、吳陳四、吳冬、余奈、溫來、吳禾ら十九人は、みな徒らに呼応して行動をともにし、略奪をほしいままにし、さらに要害に拠って逮捕を免れようと抵抗しました。逮捕した杜先は、手ずから馬叉〔馬叉は父を誤ったものと考える。馬叉は兵器の一種〕を執り、代理典史の王駿丞〔当時の当地方の他の文献でも王と黄とは混用されている。で矛の先から両方に刃が分かれているもの〕を執り、代理典史の王駿丞〔明らかに『民国寧化県志』の黄駿丞と同一人物である。『乾隆汀州府志』卷十八、]を殺害したことを見つかりと自供していますし、捕手(←捕役)の黃行、羅坤、伍太、謝七十、伊能九の五人は、逃亡してまだ逮捕されていない丁耀、丁黑、丁狗屎、吳定に殺害されたものです。羅遂、廖養、張黃暉、謝六禾は、決して手を下していない、という供述を改めていませんが、自分たちが首領にくみして仲間をよせ集め、武器を執って手だけしたことは、たとえ羅遂らといえども結局はかくしおおせないでしょう。彼らはみな実際には、逮捕を免れようといっしょに抵抗した連中なのです。〔前掲4.王簡奄『臨汀考言』卷八の記事〕

□禾口〔県城西40里的竜〕苦田坑〔県城西南60里的竜上上里古田坑村。苦〕では大悪人(←大惡)をおおぜい養ない、亡命の徒を招集した。舟目を較べるという名目で、数十の村(←数十郷)を連絡し、血の誓いをして小作米(←粗粒)をさしあげた。田主に対しては拷問して兵糧を出させ、商人に対しては強制して献金させた。(前掲7.の駱儀『寄游八景』卷三、王士陟「興頌長歌行」) (未完)

註

- 1) 以下、寧化県内の地名については、ほとんどの場合、『康熙寧化県志』卷一「疆界志」、「山川志」による。「疆界志」には、明らかにこの県志が刊行される康熙二十三(1684)年以前の状況として、「今轄する所、里為る者一十有二、圖為る者五十有一」とあり、また「里の十二を以て環らして邑と為し、村の三百六十有五を以て環らして里と為す。而うして在城の坊と・夫の崖谷に傍接し、聚落を為さざる者とは焉に与かる無し」とある。Iの1.の冒頭に示した『臨汀興考』の描写とあわせて、十七世紀後半の寧化県城外農村部の地誌的な概観が得られよう。ややさかのぼって、Iの2.の対象とする過程の始期である明末、崇禎十三(1640)年当時においても、こうした概観はそのまま妥当するであろう。
- 2) なお、県外の地名については、『明史』「地理志」、『清史稿』「地理志」、顧祖禹『讀史方輿紀要』のそれぞれ当該する箇所を参考にした。
- 3) また、県・府・省名等を除き、その他の地名には、現在のところ、筆者が明らかにし難いでいるものが少くない。
- 4) この折、実際には、李留名のみでなく、李簡、黃流名なども連行されたことは、以下の関連する部分の叙述からも明らかである。
- 5) 以下、官職、軍制関係の註は、最小限のものである。『明史』「職官志」「兵志」、『清史稿』「職官志」「兵志」、『清国行政法』第一卷上・下、第四卷に主として拠り、『乾隆汀州府志』卷十八、職官三、『光緒長汀県志』卷二十、職官、同卷二十三、政績、『乾隆贛州府志』卷九、統轄表、同卷二十五、

軍政上、『思文大紀』の記事などその他の文献で補なっているが、いずれもほとんどの場合、一々典拠は示していない。不明な点も少なからず残っている。

- 4) この段落は《前提 3》の⑥で述べた原文の割注の一つであるが、原文での位置は、丙戌(1646年)、すなわち順治三年の、黃通入城の記事の割注として付けられたもの的一部分である。しかし、その内容上、この崇禎十三(1640)年七月二十一日の記事に付すことが、適切であるので、ここへ置いた。註6)を付した段落も同じ部分の割注の一部分である。他にはこのように意を以て移動させた箇所はない。
- 5) 黃通の本拠としての留猪坑の位置の比定は重要である。前掲の「疆域志」には、留朱坑は見出せるが、留猪坑はない。しかし、朱 zhū と猪 zhū の音と四声の一一致はあまりにも明白なので、以下留猪坑は、すべてこの永豊里内の一村として扱かう。
- 6) 註4)参照。
- 7) 李世熊の原文では、順治三年(丙戌、1646)八月の清朝の福建支配確立以前、及び三藩の乱の一環として耿精忠が起兵した康熙十三(1674)年の記事には、清朝の年号を用いていない。
- 8) 原文の「郷」という語は、共通した意味内容をもちらながらも、いくつかの異なったニュアンスをもって用いられているが、こここの「郷」をはじめ、その内容の立ち入った分析は、次章以下で行なう。
- 9) この地名も位置不詳。原文では雙 ^圳_上 というように圳上は割注のごとく記されている。
- 10)・11) この間の事情については、前掲の北村敬直『清代社会経済史研究』第四章「魏氏三兄弟とその時代」に要を得た説明がある。その他、『思文大紀』の巻六などにも関連した叙述がある。なお、Iの2.の南明関係の事件、人名、時点の比定等については、全体として、北村の前掲書、『小腆紀年附考』『明季南略』、『思文大紀』、謝國楨『南明史略』(1957年、上海人民出版社)の本文、同付録の「大事年表」、前掲謝國楨編『清初農民起義資料輯錄』などによった。しかし、これらの点についての筆者の知見はごく限られたものであり、十分の註記をなしてはいない。
- 12) 彭妃の反清起兵に参加した前出の順治四(1647)年十月の時点とは反対に、楊禾兄弟はここでは清朝の立場に立っている。
- 13) 『康熙寧化県志』巻一、疆界志には、「其在県之西北口十里為龍下里」とあり、県城からの距離は不詳。ただし、同「県志」巻首の地図によれば県城からはかなり離れている。
- 14) 順治四(1647)年六月二十四日の、「謀主黃居正」と、ここで「其為邑謀主」とでは、前後の関係からニュアンスを異にした訳し方をしている。
- 15) 「生員」に「糧を徵する」という職務があるということは、当時の賦役制度についての通念からすればやや奇異の感を受ける。恐らく一種の官田税糧的な側面をもっていた学田の租を、生員、すなわち県学の学生である巫建勲が徵収にいったのであろう。
- 16) 標とは、主として、總督、巡撫、提督、總兵などにそれぞれ統轄された綠營兵、いわば清朝の正規軍のことである。『清史稿』兵志二、綠營、『乾隆贛州府志』巻二十五、軍制の記載から判断すると、清初順治年間には、贛州府城には、南贛巡撫(巡撫南贛都御史)に直属し、左右二營に分たれた標兵と、南贛鎮總鎮(鎮守南贛總兵官)に直属す五營乃至四營に分たれた標兵とが駐在していた。「贛州の軍門の蘇標」とは、贛州府に駐在して標兵を統轄している巡撫、総兵官のうち、とくに、巡撫であって蘇なる姓をもつものの謂ではないかと推定される。本来「軍門」とは統兵官の尊称であるが清代ではとくに提督のそれとされていた。そして、清代の巡撫は、大官でありながら、ほとんどみな、「提督軍務」の職務を兼ねており、しかも、専任の提督の置かれていない江西などの省では、事実上、總督に次ぐ軍事上の大きな権限を与えられていた(だからこそ、武官たる提督、總兵と同様に、その直轄の標をもっていたのである)。ここに上述の推定を行う理由がある。

ところで、歴代の南贛巡撫の姓名を記載している『乾隆贛州府志』巻九、統轄表によれば、順治十

三(1656)年当時の巡撫は佟国器であるが、たまたま十五(1658)年に、蘇宏祖なるものがそのあとを継いで就任している。「寇変志」の著者李世熊の記憶の誤まりから、蘇宏祖を十三年当時の巡撫に比定したのかかもしれない。また、「軍門」の解釈を伝統的な統兵官一般の尊称にまで拡大し、総兵官、さらにはそれ以下の各營の長たる副将、遊擊の中で、十三年前後の蘇という姓をもつものを、前掲『贛州府志』巻二十五、武職表で検索してみたが、得られなかった。本文のようなより抽象的な訳語にとどめておいたのはこうした事情による。

補註1. 『寧化県志』の康熙二十三(1684)年の刊本とされている者と、同治八(1869)年のその重刊本とは、前者にとびら、見返しがなく、図版の一部の欠落があり、後者に重刻に際しての序文があるほかは、巻数、丁数、文章、各文字の位置、字の彫り方に至るまではほぼ完全に対応している。従って、もちろん、記事の内容も基本的に変わらない。しかし、静嘉堂文庫蔵本には、それぞれわずかずつではあるが、当初の木版を意を以て訂正したり、書き加えたり、削除したりした根跡が十三葉以上にわたって認められ、その中には清朝の支配の仕方についての批判と見られる箇所の変が多く含まれる。皮肉なことに、こうした箇所については、東洋文庫蔵、国立国会図書館蔵の同治重刊本の方が、内容的に李世熊の原文の意を留めている。従って、いわゆる康熙刊本を無条件に初刻のものと見ることには疑問がある。ただし卷七の「寇変志」についてはさしたる問題点はない。

補註2. 『光緒長汀県志』巻二十三、政績によれば簡庵は字で、名は廷鑑といい、康熙三十四(1695)年に戸部郎中から汀州府知府となったという。同志巻二十、職官、『乾隆汀州府志』巻十八、職官では、康熙三十三(1694)年に傅燮調が着任、その後をついで同三十五(1696)年に簡庵王廷鑑が知府となっている。傅衣凌は、本稿Iの2.康熙三十二年の項に訳出した簡庵の上奏(資料4.)と『民国寧化県志』の記事(資料5.)との内容的な対応関係から、簡庵が取り扱った抗租の年代を同三十二年に比定したのだが、着任の年次とは矛盾する。ここでは、簡庵の『臨汀考言』を直接に見るすべがないので、当該の抗租をめぐる資料4.5.6に内的な関連が明白に看取できることのみを確認し、後考に俟つ。ちなみに、簡庵王廷鑑は、康熙四十二(1703)年に次の方伸と交替するまで、少くとも満七年以上在任している。